

平成29年12月 第4回佐々町議会定例会 会議録（2日目）

1. 招 集 年 月 日 平成29年12月19日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 平成29年12月20日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永 安 文 男 君	2	浜 野 亘 君	3	永 田 勝 美 君
4	長 谷 川 忠 君	5	阿 部 豊 君	6	橋 本 義 雄 君
7	平 田 康 範 君	8	須 藤 敏 規 君	9	川 副 善 敬 君
10	淡 田 邦 夫 君				

5. 欠席議員（1名）※午前中欠席

議席番号	氏 名
8	須 藤 敏 規 君

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古 庄 剛 君	副 町 長	大 瀬 忠 昭 君	教 育 長	黒 川 雅 孝 君
総 務 理 事	迎 雄 一 朗 君	総 務 課 長	川 内 野 勉 君	企画財政課長	今 道 晋 次 君
住民福祉課長	藤 永 大 治 君	税 務 課 長	松 本 孝 雄 君	保険環境課長	川 崎 順 二 君
会 計 管 理 者	内 田 明 文 君	建 設 課 長	山 本 勝 憲 君	水 道 課 長	橋 川 貴 月 君
産業経済課長 兼農業委員会事務局長	大 平 弘 明 君	教 育 次 長	水 本 淳 一 君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	中 村 義 治 君	議会事務局長補佐	松 本 典 子 君
議会事務局書記	山 藤 宏 太 君		

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

(1) 6番 橋本 義雄 議員

(2) 2番 浜野 亘 議員

- 日程第3 議案第46号 平成28年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件
日程第4 議案第47号 平成28年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第5 議案第48号 平成28年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第6 議案第49号 平成28年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第7 議案第50号 平成28年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第8 議案第51号 平成28年度 佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第9 議案第52号 平成28年度 佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第10 議案第53号 平成28年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件
日程第11 議案第65号 佐々町税条例等の一部改正の件
日程第12 議案第66号 平成29年度 佐々町一般会計補正予算（第4号）

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。ただいまから平成29年12月第4回佐々町議会定例会の2日目です。

本日の出席議員は9名です。8番、須藤議員から、風邪の通院のため、午前中欠席の届け出が出ております。

これより、本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議会規則の規定により、9番、川副善敬君、1番、永安文男君を指名します。

— 日程第2 一般質問（橋本義雄議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、一般質問です。

それでは、2日目は、昨日に引き続き、質問通告書の順で発言を許可します。一括質問一括答弁方式により、6番、橋本義雄君発言を許可します。

6番。

6 番（橋本 義雄 君）

それでは、議長のお許しが出ましたので、通告書に基づき、一括質問で質問に入らせていただきます。

町長は、町民主体のまちづくりを考えておられます。人口が徐々にふえ、まだまだ住宅もふえる可能性があります。

そういった中で、佐々町は、かつては炭鉱の町でした。そういうことで、炭鉱時代の道路とか、そういうものがまだそのままの状態であるところもあります。歩道も整備されておらず、

安全・安心のまちづくりとは言えないと思います。防災の避難道路となるべき道路の改良も、まだまだあちらこちらにあると思います。

そういったときに、町長は「暮らしいちばん！住むならさざ」と考えておられますので、どういうふうにしてそれに結びつけていかれるのか、お聞かせください。

それから、総合戦略の中に、出会い・結婚・子育てなど一貫した支援を行いますとありますが、事業を何回ぐらいされてどうであったのか。また、今後どのように進めていかれるのか。佐々町には結婚式場ありません。昔はたくさんあったわけですがございますけれども、それと宿泊施設もない状況です。この状況についてどう思われますか。誘致する考えはあられませんか。

それから、委員会でもだいたい意見が出ておりました、皿山物産の活性化策への取り組みについて、町長としてのお考えをお願いいたします。

以上。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

初めの御質問でございます、まちづくりについてということでお話がありました。

町道の歩道が整備されていないということですが、人口も徐々にふえているということがございますけれど、本町の町道というのが164キロ、全体的にあるわけがございます。その中で、道路幅員の4メートル未満の道路が52キロございます。道路整備に関しましては、橋梁の長寿命化計画に基づきまして、橋梁の補修とか道路のストック総点検により、舗装の補修を計画的に今行っているところでございます。また、道路の改良につきましては、住民の皆様方の要望に沿って毎年、要望箇所を実施しているというところでございます。

しかし、やはり今後は限られた財源というのがありますので、その中で町の単独事業で実施するような生活道路の整備については、今の財源では大変厳しい状況になるのではないかと考えているわけがございます。確かに幅員が狭い生活道路では、歩行者の安全とか、それから緊急車両の進入に支障を来しているということを認識していますし、改良の必要性も今感じているところでございます。

このようなことを踏まえまして、今後は限られた財源の中で質の高い道路整備を実施するためには、必要性とか効率性を評価しながら、投資の重点化とか建設コストの節減化に努めながら効率的な整備を進めていかなければならないと考えていますので、よろしく願いを申し上げます。

それから、総合戦略について、出会い・結婚・子育てなど一貫した支援を行うということでお話がっております。この出会い・結婚・子育てなど一貫した支援といいますのは、出会いがあつて結婚につながりまして、子供さんが生まれまして教育が行われるということで、その後、仕事をしている長い時間は地域活動として地域にかかわっていただきながら、引退後は介護など地域で助け合うような仕組みという、そういうイメージをしながら施策を今展開しているということでございます。

出会い・結婚ということでございますけど、これは今、商店街青年部のほうが組織する「佐々町ゆめづくりプロジェクト」というのが今実施されておまして、恋活イベントというのに補助をしておまして、男女149名の参加を得ているということで、恋活は平成27年度から実施されまして、これまで4組の婚姻があつているということをお聞きしているところでございます。

それから、経済的な負担の軽減とか精神的な負担を緩和する目的から、不妊治療にかかわる一部の助成も行っておりまして、相談件数が24件あつておまして、申請件数は延べ件数で今

20件あっております。

次に、子育てとしまして、保育所・幼稚園の保育料の負担軽減、それから中学校卒業までの福祉の医療費の一部助成は行っている、これは議員も御存じのことと思います。

それから、スムーズに小学校入学の生活を送るために5歳児健診を実施しておりまして、近年増加しているといわれる発達障害のお子さんの早期発見とか、早期対応にもつながるような事業を行っているところでございます。

次に、教育としまして、さざっ子の学力アップ事業としまして、長崎県立大学との連携によるサポートティーチャーの放課後とか、それから夏休みの学習支援、それから子ども科学体験講座の実施。そのほかの取り組みとしまして、土曜学習の実施、外国語指導助手、いわゆるALTを増員配置しまして、従来までの中学校だけではなくて町立幼稚園、それから小学校でも指導を行っていただいております。

それから、地域活動としましては、本町で多くのボランティア活動の方がたくさんおられまして実施されておりまして、そうした方々の支援をしっかりと進めていかなければならないと考えているところでございます。

次に、介護についても、全国の先進事例としまして取り上げていただいております、この環境を地域としてしっかりと継続をしていかなきゃならないと考えているわけでございます。

佐々町には結婚式場もなく、宿泊施設もないというお話が先ほどありました。これをどう捉えるのかと、誘致の考えはないかとのことでございますけれども、できればそういう施設があったほうが大変助かるのではないかと考えております。

しかし、これを町営で行うというのは、なかなか想定ではできません。やはり民間の方にやっていただくというのが考えられるわけでございまして、そこで当然考えられますのが、採算性がとれるかどうかということになるのではないかと考えています。仮に、佐々町に進出したという企業があれば、お話はさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

皿山のお話がありました。佐々皿山直売所というのは、議員も御承知のことと思いますけれども、佐々町の地場の産品の振興・出荷、組合、準備会と、それから農業委員会等の御要望をいただきまして、平成16年の11月に設立総会を経まして、平成17年の1月25日から着工しておりまして、総工費2,000万円の事業として4月29日にオープンをしております。

この皿山直売所は、各地区の代表者から組織される皿山直売所利用組合が維持・運営・管理を行っているということで現在に至っているわけでございます。また、皿山直売所では収穫祭等の収穫のイベントを定期的開催して、売上げ向上に努力されているところでございます。

しかしながら、やはり組合員の皆さんの高齢化傾向によりまして野菜等の品数がそろわないということも多々あって、季節的な出荷のばらつきや、それから気候条件に左右されるなど、売り上げについて直接影響を受けているという状況でございます。このために当組合のスタッフの皆さんの接客マナーの向上をはじめ、販売商品、種類の確保、それから魅力的なポップや野菜の調理方法を提示するなど、売り場の環境改善に努力されているところでございます。

現在、地域おこし協力隊の隊員の直売所の売り上げの向上とか活性化に向けて、皿山直売所組合の組合員の方と今努力しているところでございます。また、イチゴの時期には、ストロベリーフェスティバルのイベントを開催するなど、地場産品の旬の味を皆さんにお届けする取り組みを行いまして、協力隊員と協同した取り組みを行っているところでございます。

このような状況にあります、皿山利用組合の設立の目的は、低農薬、有機栽培を推進し、地域の新鮮で安全な農水産物の地場商品を消費者に提供する。生産者と消費者との顔の見える関係をつくりながら、それを通じて地産地消、消費拡大を推進することなどを賛同されている皆さんが協同で運営をしている直売所である、ということに変わりはないわけでございます。

町としましても皿山直売所は、地域から愛される直売所として活性化が図れるよう、引き続

き、組合員の皆さんの御意見をいただきながら、食育を含め、地産地消を努めてまいらなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

今、それぞれの形で説明がありました。

まず、道路の改修または補修でございますが、年次計画を立ててやっておられると思いますけれども、やはり歩道というのは皆さんが、子供から老人まで安全に歩いていただける一つの道路でございますので、順序を追って整備をしてもらいたい。今そしたら、整備されていない歩道はどのくらいあるのか、それは後からお聞きしたいと思います。

それから、今、自主防災組織が各組織に各町内会に立ち上げられております。そういった中で、やはり避難所というのは公民館とかそれから体育館とか、そういったことを地域には指定をしてあるわけですが、水害のときに、北部体育館なんかは佐々川の脇にあるわけですが、そこが避難所になるかといったらなりません。

そういったことを考えて、各地域で考えておられると思うんですけれども、一つの例として、公園があって、公園に通ずる道が遠回りしなければいけない状況にあるときには、やはり防災道路としてそれを直結に結んで、そして避難所に早く行けるような、ということは、やはり災害というのはどういう形で起こってくるかわからないわけですから、例えば山崩れがあったり、堤が崩壊したり、大雨が降ったりと、いろんなことの中で想像しながら避難所、避難場所というのでも考えていかなければいけない、そういうふうに思っておりますで、各地域の皆さんの防災組織に対しての意見というものを、やはり皆さんと一緒に考えていかなければいけない、そういうふうには私は思っておりますので、避難所への道路をつくり、また通り抜けのできない道路というのは、やはり災害上、あまりよくないというふうに思いますので、そういった面も含めながら道路の改良をしていっていただければと思います。やはり安全・安心がそこから始まるんじゃないでしょうかね。

それから、また、先ほど言われました道路の延長、それからその道路に対しての幅がないところの改良というのは年々計画があらうかと思っておりますので、予算の都合を見ながら、やはりやっていかなければいけないところは順次やっていくと、そういうふうにしたらどうかと思います。

それと公園とか、そういったところの整備もしなければ避難所にはなりませんのでね。

それから、次に、出会い・結婚・子育てと、一貫した支援は本当によい事業だと思うんですよ。ぜひとも進めていただきたいと思います。ただ、私が言っているのは、子育てについての学校、それから幼稚園への支援というのは本当によくやっていただいていると思いますが、せっくなら出会い結婚して、思い出が何があるかといったら、結婚式場が一番その夫婦にとっては思い出があるんじゃないのかということで、私はそういうふうに思って、昔は3か所ぐらいはありましたね、それで結構にぎわっていたのを記憶しております。

そういうことでぜひ、町でするのは無理なんですけれども、そうした町有地、それから今あっている施設あたりも考えながら、どうにかして企業を呼び込むことができないかということです。

それと宿泊するところもありますのでね。例えば、こういう状況のときに果たして宿泊施設が要るのか要らないのかというよりも、まちづくりの中で、どうしてよそのほうからお客さんを寄せるのかと。そして、商業、工業、そしてまず農業が発展することによって、まちづくりががっちとつながっていくんじゃないかと。

そうするためには、やはりその基本となる人を呼ぶような施策、例えば、せっかく桜づつみ、桜がいっぱい植えてありますけども、この間も言いましたけど、ボリュームが足りない。これをもう少し考えていくと、西九州道路も開通しますので、西九州道路が開通して何もなかったら全部通り過ぎていきます。そここのところを考えながら何をやるか、そしてどういうふうに町を潤していくかということを考えたときに、やはりそういう事業をしながら、よそからといったら失礼になりますけれども、こちらでいえば佐世保、福岡、そういった圏の人たちを観光で寄せると。そういう工夫をしながら考えていけば、やはり宿泊施設が必要ではないかと私は思いますし、また、佐々町で会合をする。それから、どうするかというと、よそに全部行っておられます。佐々町ですところはありますので、そういうことで、やっぱり皆さんそれぞれ思われていますけれども、そういう意味で宿泊施設は必要ではないかと。それと、さっき言った結婚式場とを重ね合えば、この婚活からスムーズにつながった形でまちづくりができるんじゃないかと、私はそういうふうに思うわけです。

それから直売所ですが、直売所が今あまりいい状況ではありません。各委員から審査のときにいろいろ意見が出ておりましたが、まずは町として何をやることができるのかということですね。というのは、やっぱり皿山公園の前にある施設でありますので、町としてお客を呼ぶ段取り、仕事といいますか、せっかく皿山公園の大きい公園があり、その中に直売所があるんですから、まずはちゃんとした施設の管理をすることによって、お客さんは来ます。

まず、シロウオまつりがありますけれども、シロウオが上ってきたときにも直売所にあれば、そこでにぎわいますし、桜のシーズン、そして菖蒲のシーズン、そういったいろんなことをまず町がやっていけばいいんじゃないかなと。そうする環境をつくってやってやるということも大事じゃないかなと思います。これは委員さんもこの前言われました。

それから、リーダーがいない、それから、高齢化している、そういうことが言われていますけれども、じゃあどうするかといったら、やるしかないんですよ。例えば、定年を過ぎた人たちが今たくさんおられます。この人たちはまだ元気でやっておられます。ですから、兼業農家の定年を過ぎた人ですけども、やはり農家にとっては自分でゆっくり農家ができるなという気持ちになっておられますので、その人たちに、まず、野菜が少ないということであれば、野菜をつくるような行事をしたらどうでしょうか。

また、定年を過ぎた一般の人たちも、かなり野菜づくりには興味を持ってもらえるわけですよ。ですから、例えば野菜をつくるなら皆で、佐々町で野菜の品評会なりとしてですね、みんなに手分けをして、農家の人も一般の人も、もう定年を過ぎた人でいいですよ。定年を過ぎた人で頑張って野菜づくりをして、野菜のよさを、また地元の野菜を食べようというような、そういったような形の中で、品評会をしながら野菜づくりのムードを高めていく、そして野菜をつくっていくと。これは農家の責任だけじゃなくて、皆さん一緒にやって品評会でもすれば、にぎわうんじゃないでしょうか。

そういったことで、私は野菜が本当に懸念しているのは、40代とか50代以下の人は野菜づくり、農家の人もできないんですよ。ほとんど仕事に行っている関係でできないんですけども、60歳を過ぎれば少し余裕が出てくるわけですから、野菜づくりの講習を各町内会でやったり、それから、そうした催しの中で品評会をしながら野菜づくりのムードを盛り上げていくと。そういうことはどうでしょうか。これはリーダーをつくる上での、そういった一つの手として考えていったらどうかなと私は思います。

自分の知り合いでも、農家はしなくても野菜をつくりたいという人がたくさんおられます。そういったことで考えながら全体的に「じゃあ、皿山の直売所を応援していこうじゃないか」と、そういう気持ちでやることから打開していければリーダーも育ってくるんじゃないかなあと、そういう気がしますけれどもいかがでしょうか。2問目です。終わります。2問目。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

1つ目の町道の関係でございますけれども、後もって歩道部分のできたとは、建設課の課長のほうから説明させますけど、やはり町としましては抜け道がないところとか、避難道路とか、そういうところについては消防車が入らないところもありますので、そこら辺は前も議会でもお話ししたとおり、そういうことで申請があれば優先的に調査をさせていただいて、できるのかどうかというのは調査・設計とか組ませていただいて、まずは調査をさせていただくということが肝要ではないかと。

我々もそういうことで、道路についてはやはり限られた財源があります。その中で、やはり住民の生命・財産を守るというのが一番大事でございますので、歩行者とか緊急車両が入らないようなところというのは、前も議会でもそういうお話はしましたので、それがあればそこら辺は調査・研究をさせていただきたいということで、今のところ考えておるわけでございます。

それともう一つは、出会い・結婚の件でございます。結婚式場、確かに、先ほどお話ししましたが、誘致という拠点で取り組むことをした場合は、やはり誘致をするのかどうかというのは、新たにどの程度の支援体制をとるべきなのかということも考えなければならないというわけでございます。

それから、宿泊施設という視点で見た場合は、これは平成28年の3月に議員も御存じのとおり、佐世保市でございますが、小佐々のほうにですね、佐々インターから2分程度ということで95ある部屋がですね、ホテルがビジネスホテルが開業されているということで、さらに、本町内にもう一つというのが採算性にかなうのかどうかということのも、ニーズがあるのかというのは、私どももわからないわけでございますけれど、そういうことも誘致するにしても重要な判断になるのではないかと考えております。

それからまた、吉井町にも結婚式が、吉井町って佐世保市ですけど、佐世保市吉井町にも200名程度の収容できる施設、宴会場もあります。また、その大人数の宴会場が、また佐々町としまして頻繁に利用者がたくさんいるのかというのが、たぶん、その誘致するにしても、民間の方がどう考えられるのかちょっとわからないわけですけど、やはりそういうことが、採算性がどういうことでとれるのかというのがなかなか難しいことで、民間の方はシビアにそういうことを考えてやってこられると思いますので、そうした中でどうできるのかというのは、十分今後考えていかなければならないのではないかと。やはりこれが町でつくるのかというのはなかなか難しいわけです。

これも次、第三セクター方式でやるのかといっても、これもなかなか考えていたら難しいと思います。民間でして、そういうことで、シビアな考えを持って、民間の方がこちらに来られれば、我々も協力はさせていただきたいと思っているわけでございます。

それから、皿山の、確かに議員の御指摘のとおりでございますして、農業従事者が高齢化しているということで、やはり今佐々町、そういうことで深刻な状況になっているわけですね。佐々町もそうですけれど、やはり本町の農業従事者というのが大体平均もう72歳をおおむね超えているということをお聞きしておりまして、直売所の組合の皆さん方も同じような状況にあるということで、やはり持続的な直売所を続けたいということにおいて、本町の農業全体の活性化も考えていかなければならないということで、そういう対策が必要ではないかと考えております。

しかし、本町の力だけでは、先ほど申されましたように、町も協力はしていくわけでございますけど、やはり農業協同組合とか、県の農業改良普及所とか営農組合の皆さんとか、さまざまな方がいらっしゃいますので、その皆さん方のお知恵とか技術力をさせていただくという必要

があるんじゃないかと。

先ほど議員がおっしゃったように、今辞められた、退職した兼業農家の方に営農、野菜をつくってもらおうと、これも一つのいいアイデアだと思っております。ただそこを、そういう方がされるのがたくさんいらっしゃるのかどうかというのも、やはりそこをまとめるのはいろんな方の意見を聞いてやっていくというのが必要ではないかと思っております。

そういうことで、やはり指導するにしても、町がなかなか指導するのは難しい、そしたら、県とか農協にお願いして指導させていただくとか、指導させていただくとか、そういうこともしなきゃならないわけですね。世話人会もつくるとか、いろんなことをしなきゃならないわけですので、そのアイデアも一つのものだと私も考えています。

そういうことで、この皿山直売所についても活性化をしていって、やはり野菜が豊富にあって「野菜がいつでもありますよ」ということを見せなければ、なかなかお客さんが寄りつかないということを私も聞いていますので、そこら辺は皆さんと協議しながらやっていかなきゃならないと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

整備されていない歩道ということで御質問いただきました。確かに神田線のほうで整備されていない部分がございます、こちらのほうは建設課としても把握しております。ただ、用地等の課題がございます、その辺の問題が解決すれば補助等を使って整備できるのかなと思っております。

また、道路が狭いところ、実際的には歩道が整備できないところという部分で、緊急に対応する部分があると思いますので、そちらの部分につきましてはカラー舗装や側溝のふたの設置や路肩の整備等を行って、歩行者が通行できる空間を確保するということが大切かと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

町長から、前向きな意見をいただきました。避難所、通りに抜けられない道路については、考えながら施工していくということでございます。

また、建設課長のほうからもそういった意見が出ましたので、ぜひそういった箇所を、現場を見ていただきまして、そして前に進めていただければというふうに思っております。

それから、宿泊施設と結婚式場とを2つ結んだところで、どこか佐々町の中に民間に委託するようなところとか、佐々町の真ん中に町有地が今空くよというようなところを誘致の拠点として考えていただければいいんじゃないかと思ひますし、その前にやはり佐々町が何をメインとして客を寄せるかということですね。

せっかくやっている桜が、あそこはまだまだいっぱい土手も植えられますし、それから小浦の訓練校の裏には河津桜が既に植わっておるわけです。そういったことを含めて、ずうっとサンビレッジの後ろ側を植栽をしてくれば、かなりの距離の桜の里ができるわけです。そういうことで、そのことをしながら、やはりお客さんを呼ぶ計画を町として考えていかなければ、この宿泊施設というのは遠ざかってしまうと、そういうふうに私は思ひます。

それと今、野菜づくりのことでちょっと言ひましたけれども、やはり本当に我々が年とった

ときに、佐々町の野菜が食べられなくなる状況にあるんですよ。ですから、生産組合はもちろんですけども、生産組合、農協、それから先ほど言われた県の指導員とか、私がちょっと、もうだいふ前になりますけども、環境衛生部長をしとったときに、普及所に野菜のつくり方の講習をお願いしたことがあるとですよ、神田町内会で。そして、生産組合と「野菜を好きな方は寄ってください」ということで、公民館に寄って講習をしてもらった。その資料というのがまだ私は持っているんですけども、そういった資料を退職したそれぞれの農家じゃない人にやると喜ばれて、「ああ、こういうものならやってみようか」と、そういうことがありました。

それで、その後、野菜づくりは結構したわけですけども、それに農協を加えて、各町内会でそういった野菜づくりを推進する事業をして、そしてひとまとめにして、産業経済課でもいいですから、そこをまとめて「じゃあ、やろうじゃないか」と、「そんなら町長も野菜づくりにゃばい」と、そういうふうに明るく持って行って推進していかないと、なかなかもう後継者がいない、どうのこうのといってももう始まりませんので、元気な60代が佐々町を引っ張っていくんだという気持ちを持って、何の行事でも当たっていけば、若い人もついてくるんじゃないでしょうか。そういうことで、専門に若い農家の方を育てようということで一生懸命やっておられますけども、それと同時に、今おる人の元気を何とか取り戻すと、それで興味を持ってもらおうと。そういう事業をやってもらったら少しは野菜も、そしてその中からリーダーも出てくるんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

これで私は終わりますけれども、町長の答弁をお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどのホテルといいますか、ビジネスホテルじゃないですけど、結婚式場と宴会場といいますか、そういうお話がありました。やはりこれも佐々町に来ていただければ、我々も助かるわけでございます。いろんな面ですね。しかしながら、先ほど申しましたように、民間の採算性とか、やはりそれに来てもらうためには、先ほどの橋本議員がお話がありましたように、佐々町を魅力ある町にするということも、これもやらなければならないわけです。

それで、観光とか桜のお話もありました。それから佐々川の再生も今やらなきゃならないわけです。佐々川再生会、佐々川の環境をよくして、やっぱり残していくという、子どもたちですね、残していくというのが我々の課題であります。そういう方向でやってしながら、本町にそういう施設に来ていただけるかどうかというのが、ちょっと私どももなかなか難しいわけです。だから、そこら辺は民間の方とか、いろんなお話があれば我々も話に乗って、どういう方法がいいのかというのは、皆さんとまた話し合いをしながらやっていかなければならないと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、先ほどお話がありました、野菜とか何かの件でございます。これはやはり今は高齢化社会ということで、60歳を過ぎてもたぶん皆さんは働きに出ておられる方がたくさんいらっしゃるわけです。それで、そういう方がいらっしゃるということがあれば、やはり農協とか生産組合とかそれから農業委員会とか、いろんなところで話し合いをしながら、そういう講習会ができるということがあれば、話し合ってやって行って、少しでも農業というものを、関心を持っていらっしゃる方については、やはり我々もアプローチをしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。（橋本議員「あと1点よかですか。あと1回。」）

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

その講習会というのは直売所ではやっているんですけども、そのメンバーだけでやるものだから、なかなか膨れてこないということで、やはり周りの人たちもあわせて、例えば、兼業農家の人たちも一生懸命農家をしながらやっておられるわけですから、その人たちも——根性といえますか、やはり育った環境というのは持っておられるわけですから、そういうところのうまいやり方でやっていけば何とかかなと私なりに思っております。どうも、終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、6 番、橋本義雄君の一般質問を終わります。
50分まで暫時休憩とします。

（10時45分 休憩）

（10時52分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、橋本議員の質問の中で不適切な言葉がございました。「——」という言葉がございました。その言葉を取り消させていただきます。

— 日程第2 一般質問（浜野亘議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、一問一答方式により、2 番、浜野亘君の発言を許可します。
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

2 番、浜野亘です。議長の許可をいただきましたので、通告一覧表のとおり、3 点について、古庄町長にお尋ねをしたいと思います。

最初に、観光情報センター及びバス乗車券販売所の移転の可否についてということでお願いをしたいと思います。

佐々インターチェンジの横の観光情報センターについて、パーク・アンド・ライドの観点から、インターチェンジの近くに設けられたと思いますが、路線バスの利用者の多くは自家用車を持たない方が利用されるので、乗車券を買いに行くのに不便だとの御意見があります。また、相浦中里インターチェンジの横の「させぼくす99」の中に、立派な観光情報センターが設置されていますので、佐々インターチェンジの横ではなく、佐々駅前への移転の可能性についてお尋ねをいたします。

平成28年度の決算審査の中で、9 番議員さんが町長に対しある程度質問されておりますので、重複しないような形で行っていききたいと思います。

まずお尋ねしたいのが、平成28年度の観光情報センターに対する補助金ですが、160万円に対し、平成27年度の決算により、精算金として60万1,889円が返還をされています。そこで、平成29年度の補助金は同じ160万ですが、平成28年度の返還金は幾らになったかお尋ねをしたいと思います。

また、西肥バス乗車券の券売収入は、高速バスの乗車券だけなのか、2点お尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員も前知っておられると思いますが、観光情報センターにつきましては、西九州自動車道の佐々インターの開通に伴いまして、インターチェンジの周辺のまちづくりということで推進するための進めるために、駐車場の整備と県北地域の観光案内、それからイベント等の発信ということで施設整備を行っております。

また、当時、話し合いの中で、長崎空港行きのバス停が、インターチェンジのみをつくる予定であったことも、インターチェンジ付近に建設した状況でございますので、空港行きの高速バスも佐々駅前を経由して、今、運行されている状況でございます。

高速バスの利用者を考えたときに、佐世保バスセンターからパーク・アンド・ライドでは駐車料金がかかるということで、佐々インターチェンジ付近に無料の駐車場を設置するということが、高速バスの利用者の駐車場負担を軽減するという点についても場所決定の一つと、判断の一つということになっているわけでございます。

また、高速バスの乗車券の販売が佐世保バスセンターのみであることから、佐々町で乗車券の販売を行うということも想定して建設を進めたということでもあります。

御質問にありますように、バスの利用者の多くというのが、自家用車を持たない方が利用するために乗車券を買いに行くのに大変不便だと、議員がおっしゃるとおりで、利用者の意見も、御意見についてはそのとおりではないかと思っております。

しかしながら、パーク・アンド・ライドの観点から駐車場の管理と乗車券の販売を別々に管理するということは費用もかさむということで、その点については御理解をいただければと思っております。

また、「させぼつくす99」につきましても、パーク・アンド・ライドにおきまして御説明をしました事情もございますので、観光情報センターの部分につきましては、現状のまま、引き続き御理解をいただければと考えております。

それから、先ほど質問がありましたように、翌年度精算するということになっていきますので、28年度の精算金が60万1,889円、27年実績分で60万1,000、28年度にかえるわけですね。翌年度精算ですから、60万1,889円です、27年度の実績で。（浜野議員「それは私が質問の中で言いました。」）そしたら——60万1,609円でございます。

それから、高速バスの販売も定期券の購入も、両方ともできるわけですし、向こうでですね、できるということになっていきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

ありがとうございます。次の質問のところまで回答があったんですね。私が聞いたのは、返還金と高速バスの乗車券だけなのかということだったんですけども、28年度の返還金が60万1,609円ということで、ほとんど27年度と変わらないということですね。差し引き100万ぐらいが、結果、町から持ち出しているような状況ですね。

それから、高速バスだけじゃなくて、定期券も購入できるということですね。ありがとうご

ざいます。

それでは、施設の維持管理費が約23万円出ております。清掃と冷暖房費とか、それで年間100万ぐらいは両年度、28年度決算、29年度もそういうふうになるということでございます。観光情報センターにそれだけ使われているというふうな形になっております。

次に、総務厚生委員会の会議録を見ますと、物品販売も目的としていたが、国土交通省から許可が得られなかったとのことでした。9番議員さんが質問されておりまして、その回答がそのように出ておりました。

それから、「させぼつくす99」は2年ぐらい前でしたから、この件は4年ほど前から住民の方から言われていたんです。実際、「させぼつくす99」ができて、もう佐々の観光情報センターの役目がどうかというようなことで、今回、一般質問させていただいているところです。どうしてもそこに置きたいと町長がおっしゃっているの、今からお話をしなければいけないんですけども。今後は国土交通省から、その物品販売について、今まで敷地内に物品販売ができることを認めてないと思うんですよ、この西九州道路について。ほかの高速道路については、今、サービスエリア内に商業施設ができたりとかはしておりますけども、なかなか厳しいんじゃないかと、今後の見通しとしてもですね。そういうふうに思っているところです。

パーク・アンド・ライドについて若干説明をいたしますけども、自宅から最寄りの駅、または駐車場まで自家用車を運転して行き、車を駐車場に入れてから公共の交通機関に乗り継ぐ施策というようにことでされております。その駐車場について、管理人といいますか、監視員といいますか、管理をする人があそこに必要なのか、インターチェンジの横の広場において。それが疑問です。誰もいなくても、ほかに目的外で利用される方ってほとんどいらっしゃらないんじゃないかと私は思います。というのが、大きなスーパーがあるし、あそこにとめて行かれる方はバスに乗る方というようにことで御案内をすればそれで済むことだし、もし不法駐車がふえるということになれば、駐車場入り口にバーを設定するとか、そういう方法であそこは十分ではないかなと、個人的な意見ですけど、そういうふうに思っているところでございます。

佐々インターの横でなければいけない理由が、イベントの発信、空港行きのバスの乗車、それから無料の駐車場、バス券の販売、そうしたときに、町長が言われるのは、ほとんどが別のところでもできると。別のところと言いますと、佐々駅前でもいいんじゃないかというようなことになりますよね、今の理由で言われると。というところを今からお話をしなければいけないと思います。

高速バスの乗車券の販売が、佐々駅前に来ても通信回線があればできるということですよ。前は北部営業所でしか販売できなかったの、今の観光情報センターで販売されるということは、住民の方は助かれた方が結構いらっしゃると思うんですけど、佐々駅前のほうがもっと便利ではないかというふうに思います。いかがでしょうか。

議長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（大平 弘明 君）

議員御質問につきまして、当時、建設に至る経過の中で、佐々駅、それから今の現在の位置について議論がなされているようです。その中で、結果として、現在の観光情報センターという位置づけの中で、そちらのほうで運営をするということで当時進められた経緯があるかと思えます。

議員が御質問の中で佐々駅前の券売について、そちらのほうの方が効率がいいのではないかと御意見もございますが、現在、佐々駅のほうも運営をしております。観光情報センターのほうは、西肥バスの券売ということで、それと駐車場の管理、そういったことについて運営がな

されております。どちらにつきましても、現在、経営がなされております。経営、それから運営がなされておりますので、それにつきまして、今後、建物等の改修時期、そういったところを見据えながら検討をしていく必要があるのではないかと思います。現在のところは現状でお願いしたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

管理者と言われていましたけども、いいですか。

管理者が必要なかっていうことで言われましたけど、いいですか、そういうのは。2番。

2 番（浜野 亘 君）

質問ではなかったもので、私の考えでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

はい、わかりました。

2番。

2 番（浜野 亘 君）

別に、管理者としてそこに置かなくても、無料駐車場で開放していただければ。

今、産業経済課長から言われました、過去の経緯からするといたしかたなかったんでしょう。でも、その後に「させぼつくす99」はできた就先ほども申しましたよね。2年ぐらい前ぐらいですか。それができたから、必要性がなくなって、住民の方が助かる佐々駅前の方がよくないか。佐々駅でバス券も定期券も販売されている、西肥バスの定期券を販売されているっていうことを私は知らなかったんですけども、そういうことでよかったんですね。

高速道路利用者の方は、その施設を通過しても、その施設というのは「させぼつくす99」の施設を通過されても、トイレは観光情報センターには寄らずに、佐々インターチェンジ前のスーパーに立ち寄られるというようなことが結構いらっしゃいます。利用者の方からお聞きしましたので、間違いない、全部が全部とは言っておりません。そういう方が多いんじゃないかと。それから、先ほど言いましたように、高速バス利用者の駐車場は開放して何ら問題ないというふうに思います。

そこで質問です。佐々バスセンターから、佐々インターチェンジ前のバス停からでもいいですけど、佐々から福岡行きのバスの乗車券を観光情報センターでの販売人数は、1日当たり平均で何人来られるかという話です。何人に何枚売れているのかというのをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（大平 弘明 君）

議員御質問の佐々～福岡の高速バスの販売件数についてでございますが、こちらにつきましては4枚つづりの高速バス券でいきますと、月平均おおむね60件程度ということで、これが佐々～福岡、佐世保～福岡が別に15件程度、月に出ております。ですので、1日平均にいきますと、30日で割ると2.5程度が販売をされているという状況でございます。

それから、先ほど高速バス、それから定期券の販売と町長のほうから説明がありましたが、それに加えてスマートカード、こちらのほうの販売等も行っております。こちらにつきまして

は、月平均で53万6,000円程度、約50万超えぐらいのところで販売がされております。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

ありがとうございます。一つ聞き漏らしてありまして、高速バスの乗車券以外の普通の乗車券は取り扱いができないものか。今はされてないんですけど、今後、取り扱いができないものかというのをちょっと尋ねないといけなかったのを忘れてありまして、すいません。そこをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（大平 弘明 君）

議員御質問の中で、回数券の販売のことかと思いますが、現在、普通の乗車券につきまして、現在、スマートカードのほうの普及によりまして、そちらのほうでのチャージとか、そういったことで行われているかと考えておりますので、よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

わかりました。といいますと、普通の乗車券でも販売できないことはないということになりますですね。そうしたときに、1日当たりで4枚つづりで2.5、1日当たり2.5人、このために町のお金を100万円使ってるわけですね、要するに。そういうことよりも、住民の方が、やはり佐々駅前にあったほうが便利だとおっしゃっているわけですから、今の場所よりももっと販売ができるんじゃないかというふうに思っているところです。要するに、西肥バスの乗車券販売を町のお金で手伝ってるわけですね。手数料をいただいているけども、それ以上に町が100万円持ち出していると。観光情報の9番議員さんが言われた質問で、何か3つぐらいしかパンフレットが置いてなくて、だから、資料的にも少ないし、あそこにおってもほとんどが情報を得る機会が少ないと。駅前にしたほうがもっとふえるんじゃないかというふうに私は思います。住民の方が言われるように、佐々の駅前のほうが、松浦鉄道や西肥バスの利用者など、現在の場所よりも人通りが多いし、冷暖房がきいた待合所にもなり、路線バスの乗車券や定期券の販売ができるとなれば、佐々駅前付近のほうがメリットが大きいというふうに思います。

それから、一体的に後々出てくるんでしょうけど、先ほど産業経済課長が言われましたように、老朽化、佐々駅前、駅の駅舎も結構老朽化してきておりますので、その建てかえもいずれしなければいけない状況になりますから、MRのほうに委託、全面委託、観光情報センターを含めて、そういうことの検討をしていただければ、よりよい利用ができるのではないかというふうに思いますので、ぜひとも佐々駅前に、今後、幼稚園の解体も含めてありますけれども、いろんなことを職員さんの知恵を出し合って検討していただければと期待いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、お話がありましたように、今、パーク・アンド・ライドを利用するということで、今のあそこ、インターのところに、これは国土交通省の土地なんですね。将来的に延伸になれば、松浦、平戸の方面に延伸するわけです。そのときには、たぶんお話が来ると思います。どうするのか、立ち退きを、移転するのかというお話も出ます。それから、今、浜野議員がおっしゃったように、佐々駅前駅舎、これも老朽化するわけでございます。そういうもろもろのことを考えて、全体的な方法を今後どうするのかと、切符の販売についても、やはりそういうことも考えていかなきゃならないと。確かに、私も、バスの利用者、自家用車を持たない方というのは、あそこの乗車券、わざわざ行って買うのには不便だと、私もそれは感じております。そういうことを考えて、ただ、今はまだ西九州自動車道がどう延伸するのかということも考えなきゃならないし、それから駅前の駅舎についても今後どうするのかというのを正式な考えをしなければならぬので、その中で総合的に検討させていただきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

ありがとうございます。タイムリーに決断をしていただければと思います。後回しにしない状況の中で、やはり住民の方が利用しやすい施設として検討していただければというふうに思います。

二つ目の質問に移りたいと思います。役場横の駐車場の利用及び総合福祉センター前広場についてお尋ねをしたいと思います。

今回の選挙期間中に住民の方々から言われておりましたが、担当の常任委員会に所属しておりませんでしたので、発言の機会がなく、一般の質問という形になってしまいました。お許しをいただきたいと思います。

数年前、役場の横の駐車場は、土曜、日曜、祝日も佐々町役場横の駐車場は開放されていましたが、現在は閉鎖をされているようです。昼間、行事があつているときにたまにあいておりますけれども、ほとんどが閉鎖をされているということで、以前のように利用できないかというような御意見がございました。一人、二人ではありませんので御承知置きをお願いしたいと思います。

また、総合福祉センター前広場について、工事の状況、測量の状況もないままに、駐車ができない旨の意思表示を職員に、関係施設の職員に対して、町有地の利用についてお断りをされて、専用の駐車場にとめてくださいというようなことで言われておりますので、町有地の利活用についてお尋ねをしたいと思います。

まず、中央商店街の利用者の皆様には、役場庁舎横のほうが商店街に近くて便利がよく、文化会館のイベント等にもあまり左右されないなど利点があり、開放してほしいと、住民の声を結構聞きます。銀行のATM利用や公衆トイレに行けないとも言われております。それでも開放していただけないんでしょうか。以前にもほかの議員さんから御質問があつているようですが、今でも開放できないものか、お尋ねをしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

役場横の駐車場の開放についてということ、それから総合福祉センター前の広場についてのお話だったと思います。

役場横の駐車場というのが、平成27年度から役場の開庁日は、朝の8時から夜の8時まで12時間を役場の利用者のために開放いたしております。閉庁日は、終日閉鎖をいたしております。ただし、各課からの使用許可の申請、使用申請があれば、必要な時間は開放しているということで、特に夏の駐車場とセットで申請されるということが一応、通常となっております。

総合福祉センターの前の広場についてということで——、すいません。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

状況はわかっておりましたので、8時から18時まで平日はあけていただいて、夜になると停めたままにされるので、18時で、違う、20時か、20時で閉めておられるのは、警備員さんが閉めておられるのは知っておりますので、説明していただきましたけど、それでも今の回答は、あけないということなんですね、要するに。私は尋ねたのは、今でも前の議員さんが質問されたときと同じように、閉めたままになっているので、今後もあけていただけないんでしょうかという尋ねだったんです。いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

今の御質問につきましては、役場横の駐車場ということで、今、佐々町の公共施設につきまして、どの施設についても駐車場という部分の管理がされてない状況でございます。裏の駐車場は開放すると条例で決めておりますので開放しておりますが、裏の駐車場では放置者、いわゆる車検切れでそのまま放置されている車、それと事故、いわゆる停めてる車に第三者の方がぶち当てて接触事故が起こっているというふうなことで、警察の対応もお願いしたんですけれども、そのときに施設の駐車場であればしっかり管理をお願いしますというふうな回答だったものですから、基本的に例規等も整備して、各公共施設は駐車場につきましても管理していかなければならないというふうに考えております。

それと、役場の横を今やっておりますのは、役場が開庁時はあけております。それと、裏に開放した駐車場があるもんですから、そこに停めていただければ、公衆トイレもATMも、ATMは労働金庫さんのATMだけです、あとのATMは土曜、祝祭日は閉鎖されておりますので、申し訳ありませんけども、裏の駐車場を利用していただけばというふうに思っています。

総務といたしましても、各課の行政財産につきましても、よその市町を見ておりますと、駐車場の管理はしっかりされております。それと、施設の開庁時間に合わせて駐車場も閉鎖されているというのが現状のようでございます。

佐々町につきましては、そういったことがおくれておりまして、施設の管理という面では厳しいかと思っています。

ただ、よその市町でも開放してみたりというふうな検討をされているところもあります。

しかし、いろんなトラブルが起これば、やはり管理責任でもありますので、閉庁をするというふうなことが今の流れではないかなというふうに思っております。

本町におきましても、そういったことで、行政施設につきましてはしっかり管理規定の中で

管理していくというのが普通ではないかというふうに担当としては考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

いろいろと苦慮されているわけですが、状況がわかっているのだしたら、迷惑駐車をされる方がはっきりわかるわけですね、どの車だと。チラシや張り紙等でお願いするなど、個別に対応できるのではないかというふうに思って、住民の方を、ほかの方々の利用を優先していただけないかという思いで言っておりますので。

佐々町が主催でありました9月の町民運動会、このときも朝あいてなくて、8時過ぎてからあけられたようでございます。それから11月の町民文化祭でも、早くあいていなかったのも、数人の方から言われました。駐車できなかった、何とかしてくださいというようなことをお願いをされております。

では、役場裏の町営駐車場と役場横の駐車場は、地方自治法第244条でいう公の施設ではないのですか、お尋ねをいたしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

役場の施設につきましては、いわゆる公用、全ての人が利用できる施設ではございません。役場の駐車場施設につきましては、町長の役場の事務をする施設でございますので、一般に供用開始は行っておりません。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

はっきりおっしゃいましたけども、まずは、私は役場裏の町営駐車場見ました。これは条例で定めている施設であって、公の施設、はっきりと言えます。

それと、役場横の庁舎の駐車場につきましては、私もグレーだと思っております。庁舎は公の施設ではございません。総務課長がおっしゃるとおり。しかし、駐車場となれば、駐車場を整備した段階で、住民の方に使える供用施設だということで、条例化はされてないけども、公の施設であるというふうなことも言えると思うんです。どちらとも言えます、横の駐車場。裏は、はっきり言って244条で言う公の施設、誤解がされているようですので、まず、地方自治法第244条の規定には、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設となっており、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないと規定されています。

だから、今の今まで言われた理由が正当な理由になるかというところで、私は言っておりますので、質問をしてから答えていただければと思います。

また、佐々町条例により、役場裏の国道側には中央商業地域を利用する方の車を一時的に駐車させ、不法駐車を防ぐため町営駐車場を設置されていて、住民の方に開放されているというのは総務課長が先ほど言われたとおりです。

平日と同様の時間帯、午前8時から午後8時まで、土曜、日曜、祝日についても、支障のな

い範囲で開放することはできないんでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

申し訳ございません。先ほどの答弁の役場裏は別でございます。そういうふうに私も考えておりますので、役場裏につきましては24時間、祝祭日も全て開放しているということでございます。

今のところ、これは答弁は町長がすべきだと思っておりますけれども、担当としましては、今のままで管理をしていきたいというふうに思っています。もちろん、一つ、例外的に裏の駐車場は開放しておりますけれども、町の行事があるときにつきましては、バリケード等もつくらせていただきまして、その大会関係者がとめられるようにというふうな配慮をしております。それは、あくまでも町もしくは各課が行事として取り扱うという部分につきましては、そのようないわゆる開放ではなく、そのときだけはその行事のために使わせてもらっているという状況でございます。

役場の横の駐車場につきましては、担当課としましては、今のまま管理させていただければというふうに思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

浜野議員のおっしゃることは、私もよく理解できるわけでございます。やはり町民の方の行事とか、そういうことがあれば利用ができるという利用可能にすることは構わないと思っております。ただし、まだ、公用車もこっち側にずっと置いています。置くところがないものですから、公用車も置いているわけでございます。

それから、もう一つは、事前に申請をしていただければ、総務課のほうで判断をすると思います。申請を、こういうことで使いますからということで、役場、町の行事に関しては申請を出してもらえれば、町として開放することもできるんじゃないかと。その内容によりますけど、そういうことで町としてはきちっとして、役場管理をやっていかなきゃならないと。やはりいろいろな、警察のほうからも、役場の横の駐車場の管理というのはしっかりしてくれということも言われました。いろいろ犯罪の温床にもなるし、例えば周りにもアパートたくさんあるわけです。そのアパートの住民の方も停められる方もいらっしゃいます。そういうことを考えれば、役場の利用者だけが停めるわけじゃないわけです。そういうことで、やはり、その行事があるときには、町の各課で総務課のほうに申請いただいて、そこで判断をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（浜野 亘 君）

総務課長から言われたことを町長がまた言われたので、役場の裏の駐車場についてもちょっと言いますけども、ここもずっと以前から問題になってて、以前、やっぱり管理をせんばいかんということの考えであったわけですから、管理するほうである程度防げるんですけども、縛

ることによって、住民の方が困っていらっしゃるということは、役場の横を言っているわけです。裏についても、今後は管理について、有料駐車場にするかどうかの判断もいろいろと議論、過去からありますので、されていくんだろうと思いますけども、住民の方の利用のことを思って私は言っておりますので、先ほど、町行事で申請をしていただければ、町民運動会は佐々町主催じゃなかったんですか。教育委員会がやってる、実施機関は、教育委員会がやってますけども、佐々町主催なので、そこは申請が上がらなくてもやっぱり駐車場をあけてやるのが自分的には普通だと思います。

それから、アパートの利用者の方、アパートの方が停められるということは、その方はわかるわけですね、いつも停められているわけですから。何日か見れば、張り紙をするとか、そういうことはすぐできるじゃないですか。住民の方がほかに個別に迷惑行為される方については対応すればいいし、それ以外の方について開放してどうですかと言ってるわけですので、先ほど言いましたように、公の施設ということで、庁舎は違います。はっきり言って、庁舎は違いますけども、駐車場となれば開放していいんじゃないかというふうに思うところでございますので、提案をさせていただきます、私が。

役場横の駐車場、庁舎の横の駐車場は500平米未満であれば、駐車場法で言う駐車場にはならないので、比較的柔軟に対応できると思います。例えば、迷惑行為となる長時間の駐車を防ぐには、機械を設置して、ある程度は無料とし、時間を超過したら有料にするような方法など、いろいろ知恵を出していただければ、職員の皆さんから、それから住民の方の意見を聞きながら。住民の皆様が役場庁舎横の駐車場を利用できるように、前向きな検討を期待したいと思います。それでも無理なんでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
今、役場、町が使うから申請をしなくていいんじゃないかというお話がありました。これは、やはり総務課が管理してますので、（浜野議員「町民運動会ですよ。」）いえいえ、そこだけじゃないんです。いろいろな行事があるわけですから、町の行事が。だからそれだけじゃなくて、町の行事があるときに、例えば、どこがするというのは、申請をしていただかなければ、やはり施設とか、今、管理人がしているわけですね、そういうのをきちっとやっているわけですから、それを事前にちゃんと申請をしていただかなくちゃできないわけですから、だから、それを申請してくださいって、これはもう各課わかっています、わかっていると思いますよ。建設課が使うなら、総務課にそういうことで申請を上げてくれと、教育委員会が主催なら教育委員会が使うと。町の行事でも、そういうことはきちっとやっていかなければ、手続きしなければ管理ができないということですから、私はそれを言っているだけです。町が使うからとかなんとかっていうことではあり得ないと思っておりますので、どちらにしてもそういう便宜というのは我々もやらなきゃならないと考えていますので、そういうことがあれば、そういう申請していただいて、やはりきちっと方法で管理をやっていくというのが我々の役目でございますので、御理解をいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）
ちょっと時間が段々過ぎていっておりますけど、誤解があっているようです。私は、今、申

請することについてのことは全然言っておりません。町の主催である町民運動会だけについて質問したわけですから、それ以外については、おっしゃるとおり、総務課長が言いましたように、申請をしていただくということはわかっておりますので、その点については各課わかっていることだったと思いますので、町長が言われたようなことは、私は全然思っておりませんでしたので、誤解がないようにお願いしたいと思います。

それでは、次に総合福祉センター前の広場の仮駐車場についてお尋ねをいたします。

周りには、福祉センター、包括支援センター、健康相談センターや図書館などがありますが、先日、町長も御出席の子育て支援事業の「ぷくぷくクラブ」のクリスマス会がありましたが、ボランティアの方々がたくさんおられたことは御存じのはずでございます。総合福祉センターには町民のボランティアの方々の協力があって、多くの事業が行われているわけです。

そこで、この広場は9月定例議会で町民の税金等で購入した土地との回答で、佐々町の普通財産と位置づけられておりますが、地方自治法第238条の5により貸し付けが可能ということになっております。

なのに、工事もしないのに、役場の職員が社協をはじめ、関係施設の職員に、この広場は駐車できないと言われております。町長が指示されたのか、お尋ねをしたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

前回の浜野議員の一般質問の中で、その資料の中で、そのときに福祉センター、健康センター、診療所における駐車場の台数が担当課から上がっておりましたので、その台数につきまして、通常の駐車場、いわゆるあそこの3つの施設があるんですけども、社協さん側の駐車場、それと玄関前の駐車場、それと診療所の駐車場、横ですね。羽須和川のほうの駐車場、これ以外の施設の用地の中に職員の——（浜野議員「すいません、質問の違うところ。町長が指示したかった聞いてるだけです。」）すいません、予算が通りまして、測量の予算が通りましたので、職員については施設内に停めることが可能という報告を受けておりますので、そのように、総務課のほうから指示を出しました。

駐車場として貸し付けている、正式に駐車場というふうなことにはなっておりませんので、普通財産ですので、そのところをよろしくをお願いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（浜野 亘 君）
町長は指示してないってことですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
それは、私が直接停めるとかなんとか、指示はしておりません。停めるなどか、そういうことじゃなくて、たぶん事業が始まるので、測量とかが始まるので、そこを停めないようにしていると思っております。

議長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

総務課長が言う内容と全然違ってましたけど、それでよかったんでしょうか。町長はされてなくて、担当課長が判断でされたということですかいい、要するに。

予算が通って、事業をしないのに停めるなということで、住民の方が迷惑をこうむっているというようなことはわかっていらっしゃるんですね。

次に、時間がないので移ります。それでは、公共工事ほか業務の入札の実施についてお尋ねをいたします。

9月と10月の入札結果報告をいただいたんですけども、疑問があったのでお尋ねをしたいと思います。9月12日執行の設計業務委託の3件、10月12日執行の舗装工事、舗装補修工事及び10月24日執行の制御盤新設工事にかかる入札について、最低制限価格より低価格であったため失格となっています。また、9月12日執行のカラーコピー機の入札について、辞退者ばかりで1社だけ応札をされております。入札の実施についてお尋ねをします。

初めにお断りをしておきますけども、私は業者のほうからお願いなど一切ありません。ただ、入札結果報告書を見て感じたままの疑問を言いますので、誤解がないようにお願いをしたいと思います。

まず、業務委託について、平成21年度から最低制限価格の設定について実施してもよいということになったそうですけども、佐々町はいつから業務委託についても最低制限価格を設けられるようになったのかお尋ねします。

また、最低制限価格を設定された理由をお聞かせいただければと思います。お願いします。

議長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

御質問の委託業務にかかる最低制限価格の実施時期でございますが、27年10月から最低制限価格を設けさせていただいております。

またその理由につきましては、公共工事の品質の確保の促進に関する法律、いわゆる品確法と言われる部分で、その中で工事については最低制限価格を設けなさい、委託については設けるよというような形で、指針の中で順次進めてくださいというような要望がありましたので、その中で制限価格を設けさせていただいたというような状況でございます。よろしく申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

もう一つの質問で、制限価格を設定された理由。要綱が定められていたからじゃなくて、内容。業務委託の内容について、例えば、粗雑にならんためにするのかとか、そういう理由をお聞かせいただきたいと。

議長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

すいません。先ほど、品確法で定めましたということで御説明いたしましたけど、その内容につきましては、当然、いわゆる将来にわたる公共工事の品質の確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止ということでなっておりますので、具体的に言えば、品質の確保、それと受注者にしてみれば、下請けへのしわ寄せとか、労働条件の悪化が生じないようなということで、総体的に考えて最低制限価格を設けたということで考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

ありがとうございます。それでは、項目に分けて質問いたします。

1 点目は、9月12日の設計業務委託、口石団地屋根外壁改修工事実施設計、末永団地外壁改修工事実施設計、堅山団地屋根外壁改修工事実施設計について、3つの業務委託の入札があったわけですが、いずれも5社指名で行われています。A社さんは、ABCのA社さんは3件とも最低制限価格で失格になっております。最低制限価格以下で。また、B者さんは、1件目は超過、2件目の案件については中間ほどの金額、3件目では、値段を一番下げて応札されたら、失格となっていちゃいます。そこで、9月から11月分までの3か月分、工事を除く業務委託について最低制限価格がなかったとした場合の契約金額は、約291万7,000円安く契約できたことになります。これは仮定です。今の制度ではできませんけども、制限価格がなかった場合に、291万7,000円、町のお金が安く済んだんではないかということで、ちょっと拾ってみました。

話は変わりますが、町民や国民の税金等で発注しますので、佐々町としては成果品が粗雑にならず、安価であればありがたい話ではありませんか。そういうことでお尋ねしているわけです。

次に、10月12日の入札では約20万円、10月24日の入札では約10万円、いずれも約1,000万円の工事費で最低制限価格より安価だった、安かったために失格となっております。

最近では、12月6日の入札ですが、2社が失格となっております。その中には、電機会社では大手の会社があります。つまりは、指名業者が町内もしくは近隣の会社なので、運搬経費、管理経費、営業経費などを削ってでも落札して受注したいというあらわれだと思います。

そこで、町民の税金等を投入するわけですから、競争をしていただくため、町民のため、少しでも安価にして、多くの事業を推進していただきたいと思います。

たしか、最低制限価格を設定する前は、予定価格の3分の2以上というのがあったと思います、契約するにはですね。が、最低制限価格はもっと幅を持たせたらよかったのではないかと思います。建設工事執行規則にはないようですけども、3分の2というのは、財務規則には残っているというふうに思います。要するに、業務委託については、その3分の2よりも高い金額で設定されていると、最低制限価格が設定されているというのを言いたいわけです。

それから、時間がないのもう一方的に進めますけども。次に9月12日のフルカラー複合機入札業務の入札について、6社を指名しての指名競争入札で5社が辞退となっております、1社だけでは競争にはなっていないように思います。その仕様書に、ほかの業者が応札できないことが書いてあったのではないかと思いますがいかがですか。ただ疑問に思っただけですので、説明できる範囲で結構でございます。短く答えをいただければと思います。お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

どなた、建設課長、いいですか。（浜野議員「カラーコピー。」）カラーコピー。
副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

カラーコピー機のこのリースの関係と思います。ここ数年、2年ほど以上前ですか。現状の金利市場の関係とは思いますが、やはりこのリース関係につきましては、ずっと辞退者が続いております。そういった関係で、やはり今現在も辞退者を懸念されておりましたけれども、やはり1社でやむなしということでの入札を実施いたしたところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

浜野議員にお知らせします。あと時間がございませんので、よろしく。
2番。

2 番（浜野 亘 君）

わかりました。ありがとうございます。では、最後に行きます。カラーコピー機の状況はわかりました。ありがとうございます。

それでは、最近では11月28日の旧診療所ほかの測量業務委託の入札で、最低制限価格が177万9,900円、長崎県の工事は1,000円未満は切り捨てなんですけど、佐々町では100円単位でされているということで177万9,900円。応札が177万9,000円ちょうどでございました。900円の差で失格ということになっております。このようなことでは、先日発覚しました波佐見町で官製談合事件があり、また、JR東海の社員がリニア工事の上限価格を漏らした事件がありましたが、何とかして入札の価格や設計価格を知ろうとする業者さんが職員に、特に技術職員だと思いますが、職員に接触してくるような事態を心配いたします。長崎県は業務委託の最低制限価格設定について試行的に実施されていますし、インターネットで検索しても、市及び県レベルでの導入のようです。また、本町で今まで実施した入札の経緯からして、総合的に判断しまして、基本的に一般競争入札と違って佐々町が実施している指名競争入札は粗雑の業者を指名されないでしょうから、業務委託については最低制限価格を廃止したらどうですか。また、工事の入札についても、今までに申し上げたように、少額工事では、最低制限価格により失格者が出てますが、高額の仕事ほど高どまり傾向の感じがいたしますので、入札のあり方について再検討を期待したいと思います。

以上、町長の感想をよろしく願いいたします。もう時間があと1分半です。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

入札のあり方については、入札、指名委員会のほうで、いろいろなことで、そのたびに法律が変わったときには協議をさせていただいておるのではないかと考えております。私は直接そこに入らないもんですからわからないわけなんですけど、副町長を中心に指名委員会というのがありますので、そこの中で協議しているということでございます。

それから、波佐見町でそういうことがあったすぐ翌日には、事業課の関係の課長には、全部連絡をして、職員に徹底をさせているということでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

ちょっと時間がありましたんで、ありがとうございます。私は、入札の指名を変えてくださ
いってお願いをしていません。入札制度そのものを見直したらどうでしょうかという話をいた
しましたので、今後、御検討をお願いしていただきたいということで終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、2 番、浜野亘君の一般質問を終わります。

日程第 2、一般質問をこれにて終了いたします。

暫時休憩いたします。1 時から再開いたします。よろしく願いいたします。

（11時52分 休憩）

（13時00分 再開）

- 日程第 3 議案第46号 平成28年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第 4 議案第47号 平成28年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第 5 議案第48号 平成28年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第 6 議案第49号 平成28年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第 7 議案第50号 平成28年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案の上程を行います。

日程第 3、議案第46号 平成28年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第 4、議案
第47号 平成28年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 5、議案第48
号 平成28年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 6、議案第49号 平成28
年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 7、議案第50号 平成28年
度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件。総務厚生委員会に付託された事
件の議案第46号から議案第50号までを一括議題とします。

順次、報告を願います。

それでは、総務厚生委員長お願いいたします。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 登壇）

5 番（阿部 豊 君）

5 番、阿部豊です。それでは、9 月28日の本会議において、総務厚生委員会に審査付託され
ました、議案第46号から議案第50号までの平成28年度一般会計及び特別会計決算認定 5 件につ
いて、10月27日、30日、31日、11月 1 日、2 日、22日の 6 日間にわたり、町当局へ関係職員の
出席を求め、詳細な説明を聴取し、慎重に審査を行いましたので、その経過及び結果について
報告申し上げます。

なお、委員長報告資料につきましては、総務厚生委員会報告（付託）決算審査を参照いただ
き、決算書における計数的な内容につきましては、決算書、決算審査資料、決算説明書等

されておりますので省略して、審査の主な点について御報告申し上げます。

初めに、議案第46号 平成28年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件から報告します。

歳入について申し上げます。

まず、町税の状況について、決算審査資料、企画財政課財政班資料2ページ、3ページをごらんいただきたいと思います。町税収入の総額は15億5,680万円、前年度比1.3%の増ですが、町税収入額の歳入総額に占める割合は23.6%、前年度比0.7%の減、主要町3税、町民税、固定資産税、軽自動車税の収納率は現年合計98.69%と、前年度比0.15%減となっているが、現年度課税の調定額が増となったため、前年度と比べ総収入で増収となっております。

滞納繰越分については、実態調査、財産調査等により税負担能力の把握に努め、税負担能力がある長期滞納者や高額滞納者を中心に、分割納付による収納促進や厳正な滞納処分を実施するなど、納税の秩序維持に努める一方、税負担能力がない、または乏しいと判断される事案に対しては、滞納処分の執行停止手続などを行うなど、徴収緩和措置を実施とのことであります。

税目ごとの収入ですが、個人住民税5億1,906万円で、前年度に比べ1,566万円増収。均等割、所得割とも納税義務者増によるものです。

法人住民税1億8,973万円増で、前年度に比べ546万円減収。事業所の開業、廃業、法人区分変更による増はあるものの、法人税割において減収しております。

固定資産税6億8,367万円、前年度に比べ955万円増収。土地は、大型店舗や個人住宅等の建設により宅地化が進みふえているものの、地価下落に伴う時点修正の影響により減少幅は小さくなっている。町内全域では下落傾向で微減とのことです。家屋は、新增築家屋の増に対し、滅失家屋の減があるが、大きく増加しております。償却資産については、納税義務者は微増に対し、大規模製造会社において、前年度設備投資額が大きく減少したことにより、全体としては減少しております。

町政運営の根幹をなす町税について、今後も適正かつ公正な賦課徴収に努め、町税収入の確保に向け、取り組んでまいりたいとのことであります。

次に、自主財源と依存財源の状況について申し上げます。

自主財源については、町税や使用料及び手数料、財産収入などで増加し、寄附金、ふるさと納税、繰入金、繰越金で減収となり、歳入全体に対する自主財源比率は43.1%、前年度比2.8%の減となっております。

一方、依存財源については、地方特例交付金や自動車取得税交付金を除く項目で減であります。平成28年度実施した地域交流センター建設での2億6,500万円の地方債が大きく増となり、構成比は56.9%、前年度比2.8%の増となっております。主要な依存財源の地方交付税は、15億2,352万円あまりで、前年度より1,293万円あまり減となっております。

歳入全般について主な質疑です。5点。

1点目、一般財源の確保を適正にし、事業計画を立てるべきであると。決算を踏まえた今後の方針を伺いたい。将来的計画、中長期構想の関係で。

2点目、滞納対策、現年度、過年度の取り扱い方針は。

3点目、環境整備協力金、協働のまちづくり基金、使途の計画は。

4点目、各種財産貸付、使用料等の内訳について確認したい。

5点目、収入に対する支出という観点で、費用対効果が見えない部分、町が運営すべきものなのか、来年度予算に向けた検討状況を確認したい。

また、この中で、健全化判断比率及び資金不足比率について説明を受け、質疑を2点されておりますので、申し上げます。

1点目、将来負担比率、財政健全化比率の指標マイナス100%の本町は健全であるが、将来の計画、さまざまなパターンを試案を作成し、何を優先すべきかの議論が求められているが、どのようにお考えか。

2点目、平成30年度3月新地方公会計制度、固定資産台帳の整備状況を伺いたい。

以上、質疑し、答弁を受けております。

歳出について、全体的な質疑です。各課申し上げます。

総務課関係、2点。1点目、人件費について、非常勤職員が多い、常勤職員換算で何時間何人分なのか。多くの施設等管理している、スクラップアンドビルドしていくべきではないのか。

2点目、LED工事、ランニングコスト変遷について伺いたい。

企画財政課関係、5点。1点目、協働のまちづくり促進補助金、事業内容、負担金内訳について伺いたい。

2点目、財政調整基金関係の運用益、前年度比較で1億円あまりの減収となっているが、主な理由は。

3点目、総合戦略事業評価検証、数字的なもの、人、物、金が見えないと実質的検証にならないと考えるがいかん。

4点目、資金管理方針、一時借入金があるがいかん。

5点目、今ある基金やさまざまな財源をもとに事業執行していく考えは。

出納室関係、1点。公金及び金庫管理の状況及び改善策の考えは。

税務課関係、2点。収納率向上対策、平成28年度具体策はどのように。組織体制改善の考えはないのか。

2点目、税、料含めた高額滞納者対応はいかん。

住民福祉課関係、5点。障害者の給付金等について、窓口及び対象者への対応はいかん。

2点目、避難行動要支援者名簿の作成、同意、名簿作成支援体制はいかん。

同じく、避難行動要支援者等名簿該当者要件及び施設入所者に対する考え方について。

4点目、保育所利用者数推移の増加について、要因等を含めて伺いたい。

5点目、保育所給付支援利用者負担額の差額給付取り扱いについて伺いたい。

教育委員会関係、4点。防水工事、何年サイクルで実施されているのか。計画的に行われないとコスト高になると考えるがいかん。

2点目、不登校問題、状況の把握をどのように行っているのか、また、対応策はどのように。

3点目、小中学校施設整備構想、資料提供を求める。具体的計画を調査したい。

4点目、地域交流センター、当初計画と利用率について。

保険環境課関係、3点。ごみの減量化、資源化推進、平成28年度具体的取り組み状況は。

2点目、不妊治療助成制度、状況の詳細について確認したい。

3点目、扶助費、医療給付費の詳細を確認したい。

産業経済課関係、3点。長崎鳥獣被害防止総合対策事業費補助、農地中間管理機構事業費、不用額が多額な理由は。

2点目、海外出張の目的及び効果について。

3点目、特産品開発、費用対効果は。

建設課関係、3点。入札関係、指名委員会会議録の整備について、状況を確認したい。

2点目、同じく入札関係、施行令7条の公表について。入札予定から結果まではあるが、決算までの経緯の公表がなされていない。チェックのしようがないが、現状と今後の対応について伺いたい。

3点目、入札率の状況について、平成28年度平均入札率及び過去5年間の経緯について。

水道課関係、1点。区域の変更について伺いたい。既存集落の公共下水道区域変更等。

以上、質疑し、答弁を受けています。

なお、今年度は、まち・ひと・しごと総合戦略、地方創生加速化交付金事業について、5つの基本目標や52項目の事業に基づき、施策や事業効果を検証することとされており、本町においては、佐々町まち・ひと・しごと創生総合戦略事業評価検証委員会で検証評価を実施してい

ると。

また、地方創生交付金において、国から議会からの検証も求められているということで、決算とあわせ11月2日に本委員会でも検証しております。

主な質疑です。7項目。

元気カフェ、将来目標の3,000人、既に達成しているが、今後の展望は。

2点目、公共施設の旧施設、解体を早期に実現。また、土地の形状等あるので、所管委員会に早めに計画を提示してはいかがか。

3点目、観光協会補助金3,500万。費用的に多額である。中身の詳細を伺いたい。イニシャルコストが多額なのか。

4点目、空き店舗再生事業、具体的取り組み状況は。

5点目、長崎大学の発達専門員派遣、今後の継続性について伺いたい。

6点目、高齢者外出支援にかかるタクシー助成について、利用状況等を伺いたい。

7点目、公共施設等総合管理計画の20%削減計画は、検証評価委員会は粛々と進めるべきとの検証結果であるが、計画どおりに行いなさいという判断なのか。平成29年度に、個別実施計画を策定するとの答弁であったが、予算策定前に財源内訳をお示し願えないか。

質疑し、答弁を受けています。

賛成、反対の立場から討論がありました。

以上の経過を経て、当委員会としましては、採決の結果、挙手多数で佐々町一般会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定するものと決定いたしました。

次に、特別会計です。議案第47号 平成28年度佐々町国民健康保険特別会計決算認定の件について、10月31日、11月22日に審査を行いました。

保険税、現年度収納率95.3%、滞納繰越分24.02%、全体分82.3%、累積滞納額5,578万5,000円、不納欠損額529万7,000円。

主な質疑について申し上げます。3点。

1点目、特定健診未受診者、医療情報提供業務委託7件、非常に少ない。進まない原因は。

2点目、被保険者減少の要因について、収納率上昇の要因は。

3点目、特別調整交付金、収納率を上げ続けなければ交付金がない制度となっている。交付金のあり方自体に問題があるのでは。県に対し、意見を述べたのか。また、その機会はあるのか。

質疑し、答弁を受けています。

賛成、反対の立場から討論がありました。

以上の経過を経て、当委員会としましては、採決の結果、挙手多数で佐々町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定するものと決定いたしました。

次に、議案第48号 平成28年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、10月30日、11月22日に審査を行いました。

現年度収納率98.6%、現過年度合計96.5%、対前年比0.1%増。実質収支額6,348万6,151円。そのうち、翌年度返還すべき財源、国、県に対しですが、2,034万4,611円。実質剰余金としましては4,314万1,540円。前年度比較として127.87%となっております。平成28年度認定者485人、対前年比6人減。要因としましては、包括支援センター、介護予防事業効果が表れているとのことでありました。財政安定化基金借入れは平成28年度ゼロ、結果、1億1,630万円あまりの基金残高となっております。

主な質疑について申し上げます。6点。

1点目、徴収について、対応状況を伺いたい。

2点目、サービス事業、ぎりぎりの計画を立て不足額が生じたなら基金借入れをと考えるがいか。

3点目、財政調整基金の適正規模は。

4点目、保険料の伸び要因は。また、給付費はふえていない要因は。今後の見通しを伺いたい。

5点目、介護認定率が全国平均より下回っている状況経過と要因は。

6点目、前期高齢者、後期高齢者の割合の推移と今後について。

質疑し、答弁を受けています。

賛成、反対の立場から討論がありました。

以上の経過を経て、採決の結果、挙手少数により佐々町介護保険特別会計決算については、不認定するものと決定いたしました。

次に、議案第49号 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について、10月31日、11月22日に審査を行いました。

現年度収納率99.97%、滞納繰越分100%、全体分として99.97%でございます。

主な質疑です。1件、基金繰入額について、質疑し、答弁を受けています。

反対の立場から討論がありました。

以上の経過を経て、当委員会としましては、採決の結果、挙手多数で、佐々町後期高齢者医療特別会計について、原案のとおり認定するものと決定いたしました。

次に、議案第50号 佐々町国民健康保険診療所特別会計決算認定の件について、10月31日、11月22日に審査を行いました。

平成28年度、延べ406人受診。診療収入としまして127万4,000円。対前年度比49人の減、22万円ほどの減となっております。新患としましては40人、再診366人、1日当たりの平均患者数は8.8人となっております。

減少の要因としましては、認知症とは別の疾患を発症され入院、または入所決定等、入院先や入所先からの処方を希望されたことによる診療所受診終了者増による患者数の減。

主な質疑を申し上げます。4点。

1点目、認知症のパターン、4種類と伺っているが、本町の状況は。

2点目、施設内の旧備品、使用していない部分の処分及び整理について。

3点目、特別会計の区分を国民健康保険に統合し、目の設定をしてはいかかが。

4点目、本町にない診療施設を研究し、建物を有効活用する考えは。

質疑し、答弁を受けています。

以上の経過を経て、採決の結果、全会一致で、佐々町国民健康保険診療所特別会計決算について、原案のとおり認定するものと決定をいたしました。

以上、審査の経過と結果の概要について述べましたが、各所管の審査においては、財政的見地はもちろん、事務事業の執行方策等について、多くの指摘等を行っております。委員からの意見、または指摘事項については、後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう望むものであります。

以上をもちまして、総務厚生委員会に付託を受けました各会計についての審査報告を終わります。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、委員長の報告がありました。

日程第3、議案第46号 平成28年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

2番。

2 番（浜野 亘 君）

先の9月の定例会のときに質問をいたしまして、その後、総務厚生委員会で意見があったもので、ちょっと若干変化が出ておりますので、その件について質問をしたいと思います。

まず、収納の関係で、9月議会でお尋ねをして、現年度の徴収について努力をしている。その方は、税務署のOBか何か専門家の方を嘱託員か何かで招いてやってきているというような答弁が9月議会のときに、この付託の前に回答があったんですけども、阿部委員長が報告をされた委員会の中で、その専門家の方が9月中に、9月下旬に退職されたというようなことが、発言があったものですから、若干変わってくるのではないかなというように、私の質問に対してそういう専門家の方を招いてやっておりますと。でも、その方は退職された。その間にほかの職員に伝授をされたのかどうかというところもありますけども、私が聞いたところは、過年度分は徴収率が下がっているんじゃないですかという質問をしたんです。現年度分は力を入れて、過年度分については下がっているということで、監査委員さんの意見書で12ページです。町民税が前年度に比べて22.8%になってしまっている。29.8%から22.8%、固定資産税が28.2%から20.6%、軽自動車税が28.6から27.6%。合計で、27年度の決算では29%だったものが、28年度決算では21.8%ということになっているという質問をお尋ねしたら、そういう専門家の方がいらっしゃるということをやっているということなんですけども、退職されたんだったら今後の、意見の中では探すということでしたけど、その先はどうなったのかなというのがまず1点です。それ、委員長に尋ねてもちょっと難しいと思うので、今、収納対策会議は副町長さんがされているんですかね。どなたか答えをしていただければと思います。

それから、同じ監査委員の意見書の13ページのことにしてもお尋ねをいたしましたけども、住宅使用料の高額滞納者のことについては、委員会で9番議員が言われておりましたけども、私が言いたかったのは、年度ごと、13ページを見ていただければ、平成9年から28年まであるんですけども、波があるわけです。そのときの担当者の収納努力というか、課全体で収納計画をされて、してるけども、結果的に差がものすごくある。見ていただければ18年と19年はものすごく未納額が多いと。

だから、現年でされることについては何も否定しません。やっぱり一生懸命やっていかないと、滞納が積み重なって、その入居者の方に明け渡し請求をせんといかん、住民の方は困られるので、やはりそのときに収めていただくというのが大原則だと思います。その後、最終手段としては、明け渡し請求というふうになるんですけども、出られた後はなかなか今度は収納が難しいという部分もありますので、早めにやっぱり対応していかないといけないんじゃないということで、建設課長の答弁は、収納計画を組んで回りますと、臨戸訪問しますというようなことの答弁でした。もう12月になって、期末手当とか出る時期ですから、今やらないと、年度末となったら大変だなということで私は言っていますので、その辺についての見解について、御回答いただければと思います。委員長じゃなくてもいいんですけど。

議長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（阿部 豊 君）

各論の部分の、2番議員のポイント的な質疑はありませんでしたが、総論として、税及び料の徴収体制、組織の体制の質疑はあっております。

平成28年度の決算の審査をしておりますので、平成28年度の部分で各委員さんが聞かれ、町の答弁を受けたと。私の先ほどの委員長報告で申し上げましたとおり、調査に努め、公平性を維持確保していくと。で、現年度収納を優先し、過年度分は計画をもって、納付者のことを考

えながら進めていきたいという答弁であり、体制については、専門員を雇われていたのが退職された分は伺っておりますが、一番の重要なポイントは、職員の質の向上にあるということで答弁を受けております。

組織の体制のあり方についても、町長のほうからも答弁で、今後考えていく必要があるという旨の回答までいただいております。

以上が私の答弁でございます。会議であったことの、うちの総務厚生委員さんたちの質問に対しての町の答弁は、付託の審査会議録にもあると思いますが、そういったやりとりで、ちゃんと質疑もされ、答弁もいただいておりますので、そのような状況を報告させていただきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

ただいま委員長報告に対する質疑を行っております。委員長のほうから答弁をいただきました。この件につきまして、確認ということで、2番議員の発言、執行の答弁を求めたいと思います。確認ということで。

副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

徴収専門員ということで、税務署のOBの方を来ていただいております。しかしながら、家庭の事情等で急に、9月末でお辞めになったところでございます。

その後、本町といたしましても、やはり専門性が高うございますので、こういった経験のある方について、あちこち問い合わせをいたしておるところでございますけれども、なかなか現段階で見つけきれないのが実情でございます。

今後におきましても、そういった方を探して努力をいたしたいというふうに考えております。

それから、住宅使用料の件でございますけれども、やはり現年度につきましては、徴収努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

総務厚生委員会でまことに申し訳ないんですけども、会議録が送付いただきましてから、一応読み直してみました点で、ちょっと確認したいことがございますのでお願いします。

決算審査の4日目に、3ページ以下に、農業関係の記載が下段のほうに、3ページからあります。担当者がずっと説明しとるんですが、農地、林道等の清掃業務の委託料なんですけど、これが農地費の中に農道と林道が入ったことについて、20ページのほうに委員長からの質問があつとるんですけども、その中で延長関係をずっと答弁してあるんですが、決算書の中に農地と林道の、通常でしたら、慣例として備考欄に委託業務のそれぞれ列記すべきところを1本にまとめてしてあるもんですから、随契ということであったので、数字的なものがわからないものですから、それぞれ随意契約の金額を、林道とか農道関係の清掃業務ということでございましたので、それぞれの金額を確認させていただきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

申し訳ございません。決算書に表示されている金額及び資料等以外の金額等については、私のほうではちょっとわかりかねる部分がありますので、執行のほうで確認の意味で教えていただければというふうに判断しております。すいません。

議 長（淡田 邦夫 君）

今、8番議員のほうから質問がありました。これに対して、確認ということで執行の回答を求めます。

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（大平 弘明 君）

ただいまの確認事項でございますけども、手元のほうに詳細の資料を持ち備えておりませんので、時間のほういただければと思います。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩します。

（13時36分 休憩）

（13時39分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（大平 弘明 君）

お時間をとらせてまして、申し訳ございません。

先ほどの5本の清掃業務委託の金額につきまして、まず1本目が延長が1,290メートルで65万2,320円、口石木場線です。次が迎木場線が金額のほう65万2,320円。迎木場線が延長が1,000メートルで43万5,240円。それから大茂市瀬線が延長が3,700メートルで123万9,840円。木場神田線が延長が2,200メートルで88万8,840円。古川真竹谷線が延長が2,500メートルで99万360円。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

確認したいんですけど、議決事項が款と項ということで、農地関係と林業関係が項で分けた予算を組むべきと私は認識しておるんですけど、これを修正して分ける必要性はなかったのか、法的、一緒にまとめて出している自治法上のあれを説明をお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事。

総務理事（迎 雄一郎 君）

今回の件につきましては、ちょっと経過から話させていただきますと、当初は雇用対策としてスタートしておりまして、商工費で予算計上しており、その補助がなくなった際に、農業費の農地費において——

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（13時42分 休憩）

（13時43分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務理事。

総務理事（迎 雄一朗 君）

項としては、本来分けるべきだったものと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんですか。

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

決算審査の4日目に、建設課のほうに随意契約について質問があっているんですけど、決算審査の会議録の22ページのほうに、建設課長のほうから随契につきましては決裁を受けてやっているという回答があっております。そのほかにつきましては各課でやっていると思っておりますという答弁があっているんですけど、副町長のほうにお尋ねした経過があるんですけど、基本的には町内業者さんを優先して行っていますということですけども、決裁について上がってきているかどうかの回答があっておりませんので、この件について決裁は上がっておるのかです。確認をさせてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番議員から確認ということで、副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

決裁は確かに上がっております。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

一般会計、平成28年度決算に対する反対の討論を行います。

一般会計28年度決算では、基金が2億7,000万ほど積み上がり、基金の残高が62億8,000万円あまりというふうになっております。

一方で、町民の要求、願い、要望に対して十分対応してきた結果なのかということが問われていると思います。例えば、小中学校のエアコン設置の問題では、町の負担は設備総額の50%あまり、金額では5,600万ほどで実現できるのに、実現しないでお金を残した。同時に、小中学校のトイレ改修も手つかずで来ている。農業体験施設のトイレ改修も、町民に対する説明は極めて不十分と言わざるを得ないと思います。

こうした町民への説明がタイムリーになされてこなかった、町民の声が反映された決算とは言えないのではないかとということが1点であります。

また、基金の今後の使い方についても、単に積み上げればよいということではない。将来に備えてどのように活用していくのか、説明責任が果たされていないのではないかと。

したがって、この決算認定には反対という意見です。

すぐにできないことも多いし、時間をかけて検討していくことも数多くある。できないこともある。しかし、一つ一つの小さな課題をいつまでに検討して、いつまでに返事をするのかということとはできることだというふうに思います。そうしたことの積み重ねが町政に対する住民の信頼を獲得していくのではないのでしょうか。あなたの意見はこう反映されましたと、そう言える町政をつくっていかうではありませんか。このまちをよくしていくのは住民一人一人がまさに主人公です。住んでよかったと言えるまち、そうしたスローガンは結構だと思います。つけ加えるならば、風通しのよい町政の実現が求めているのではないのでしょうか。

あわせて、3点目として、原発問題について。今改めて原発の危険性、安全性への疑問が広がり、住民の不安は高まっています。しかるに、この間、避難計画もつくられず、最も重視されるべき要介護高齢者の方々や、子供たちの避難計画もない。住民の一時避難施設もない。そうした一方で、玄海原発の再稼働については、国の方針、県の方針だからと容認の姿勢を続ける。そうした運営を改めようとしないう町の姿勢を反映した決算には到底賛成できない。

以上が反対討論の内容であります。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（阿部 豊 君）

賛成討論いたします。

平成28年度決算においては、27年度から新規に取り組まれた独自の事業も、タクシー券、おむつ券、住宅改造管理システム等含めた福祉医療の助成も平成27年度から始まっておりますが、佐々町ならではの独自の施策が近年取り入れられております。

基金の積み上がり分については、後年度、現在進められております公共施設等総合管理計画で学校施設や庁舎、多くの老朽施設等の公共施設を管理している、10年間で、今年度中には10年間の個別実施計画も示されるという点において、この基金の財源は貴重な財源であり、計画的な積み立てを行っている証だというふうな認識であります。

さまざまな事務指摘事項もありましたが、後年度の予算編成や行政執行に生かしていただき、より一層佐々町をよくする行政運営をしていただくことを期待し、賛成討論とさせていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんか。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立によって行います。議案第46号 平成28年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告は認定です。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって本案は認定されました。
町長からの発言要望ですので、町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、先ほど決算を認定していただきました。大変ありがたく思っています。

この件につきまして、先ほど8番議員のほうから御指摘を受けました、農地と林業関係の件でございまして、やはり不適切な点もあったと我々も考えていますし、やはり随契についても私も決裁をしました。そういうことで、十分今後注意して、来年度の予算の反映についても考えながらやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5分間休憩とします。55分から再開いたします。

（13時52分 休憩）

（13時57分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第47号 平成28年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。
3番。

3 番（永田 勝美 君）

平成28年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、反対の討論を行います。

反対の理由は委員会で述べたとおりでございますが、繰り返し述べさせていただきたいと思えます。

国保についての説明について、一般質問でも、私、取り上げたことがございますが、いわゆる国保を助け合いというふうにして町民に広報する、そうした姿勢が国保法にのっとっていないのではないかということが一つ。そうしたことから派生をしているというふうには考えられますが、再三問題にしてきた資格証明書発行について、いわゆる一律に資格証明書を発行して、その発行数も県下で最も高い、まさに、資格証明書は人権にかかわる問題だということをする述べてきたところでありますけれども、医療を受ける機会を奪う、そうした資格証明書を軽々に発してきたことについては、やはり問題が多いと考えます。

さらに、いわゆる一部負担金の執行猶予免除について定める国保法の44条減免の規定について、その要綱を策定することが、県下のほとんどの市町村では既につくられているのに、佐々町では、これまで再三要望もあったにもかかわらず、整備をなされてこなかったと、こうした国保の運営姿勢についても問題だというふうに考えます。

さらには、基金の問題です。平成28年度も決算は大幅黒字でありました。基金が既に1億円を超えるという基金になっております。これは、一般の被用者保険と比較をして、1.5倍から2倍近く高いと言われている国民健康保険税、少しでも安くしてほしいと願う町民の思いと逆行しているのではないかと。基金はやはり一定取り崩してでも値下げを行うべきであったというふうに考えるものであります。

年額1万円の値下げ、世帯当たり1万円の値下げというのは、2,700万ほどの資金があればできるわけでありまして、そうした意味でも、単年度収支でもそれは賄えるということでありました。

今回の決算については、以上の理由から反対をしたいと考えます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

賛成討論をします。

平成28年度国民健康保険特別会計についてですが、収納対策がいろいろと取り組まれております。また、保健事業に関しましても、特定健診、保健指導の受診率向上の対策、また各種の健康事業等の実施もされており、健全な運営が努力されていると思います。

保険税が自治体国保から都道府県化ということで、課税方式が4方式から3方式に移行されます。保険料の県の一元化ということも計画されております。こういった対応の際に、現在ある健全運営をしてきたことによる1億円あまりの基金においては、被保険者の保険料軽減に大きなアドバンテージを得る財産だと感じております。

今後とも、健全な国保の財政運営をしていただき、安心した診療を受けられるよう、制度を維持していただけるという観点から賛成討論とさせていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第47号 平成28年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告は認定です。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は認定されました。

日程第5、議案第48号 平成28年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

介護保険の決算認定について、反対討論を行います。

介護保険の決算は、平成28年度で4,310万円の黒字決算となっております。積立金残高も1億1,600万を超えるという状況であります。介護保険加入者は3,675人でありますので、1人当たりに直すと約2万円の積立額となります。ところが、介護保険料は発足当初から約2倍に引き上がっており、現在では年額6,000円を超える状況です。

介護保険は医療保険と違って、利用しない人のほうが多い公的保険制度であり、生涯給付を受けない方も数多くある制度です。そもそも介護保険制度は、国が介護の社会化と銘打って始めた制度であり、介護保険制度として、公的保険制度として40歳以上の国民全てに負担を求めている制度です。

そうした点で黒字が出た場合は、少しでも還元して引き下げることが求められているのではないのでしょうか。したがって、今回、決算審議を通しては、そうした引き下げの努力が十分なされてこなかったということから、決算を認定することには反対いたします。

以上であります。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。1 番。

1 番（永安 文男 君）

28年度の佐々町介護保険の特別会計決算について、賛成の立場で討論をいたします。

この介護保険事業は、皆様御承知のとおり、高齢者が住みなれた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるための総合的なまちづくりとして介護、医療、予防の専門的なサービスと在宅医療、介護連携を推進し、地域支援事業に積極的に取り組むということになってございます。

事業に対しては、委員会の中の審査の中でいろいろと協議されておりますが、恐縮ですが、あえて申し上げますと、先ほど数字的なこともちょっと触れられましたが、28年度末の65歳以上の高齢者数は3,660人、第1号の被保険者数は3,675人ということになっており、高齢化率は26.6%、介護認定者数は485人ということで、認定率が13.2%、これは平成22年度から順次下がってきているというような報告があっております。

在宅介護サービス、施設介護サービス、地域密着型の施設整備等が多様化した介護サービスが行われておるような中で、また地域包括支援センターの活動などにおいて、困ったことがあれば何でも言ってくださいねといったような、住みなれた地域で暮らせるようなサービス等が充実強化された成果が出ておるというようなことも、決算の中に記されてございます。

そういう結果に基づいて、今、反対討論の中で何点か理由を挙げて申し上げられましたけれども、私も住民負担を軽減することにつきましては、反対とするものではございませんが、実際に、必要な人がサービスを利用して、先ほど申し上げましたように、事業の取り組みが行われている、努力された結果の決算というようなことを思いますので、そのようなところから賛成討論とさせていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

反対討論をいたします。

現状では、この介護保険制度の料金は27年度から29年度で、平成12年度に介護保険はスタートしておるわけですがけれども、先ほど委員長報告でありましたように、介護保険認定者はいろんな施設のサービス、また介護予防事業の成果によって減っているのです。事業の成果については、十分に認めますけれども、財政的には、先ほど3番議員も申しましたように、この27年度から29年度、3年間です。介護保険制度は、この制度を決めるときには既に借入金もう24年度から28年度はゼロですね。そういうわけで積み立てて、現在、ずうっと積み立てて1億1,000万あるんですかな、そういうふうにふえております。

私も、この介護保険制度は1号保険者と2号保険者で50%、公費で50ですけれども、これは先ほど3番議員も言いましたように、国保とは、だいぶ私は意味が違うと思います。その時点は、国保は全ての方が医療にかかる、この介護保険においては、かからない、介護保険料を払っても介護サービスを受けない人がいる、そこが違いだと思います。そして、まして1号保険者の多くは年金生活者であります。しかるに、佐々町の保険料は前の3年間は長崎県で1番でございました。高かったです。今度は、長崎県で4番。

そして、昔のことですけれども、介護保険制度がスタートするときに、北松の南部地区連合というのが、江迎、鹿町、小佐々、吉井、世知原で、介護保険制度のスタートのときできました。佐々町は単独でやりました。そのときに、保険料設定の試算をしたときに、佐々町が南部連合より高くなりました。それで、どうしようかということで、委員会、執行、町長、一緒になりまして、よそより高くするわけにはいかんだろうということで、同じ値段で県の基金を借り入れて運営した経過があります。

そういう意味において、その当時の価格、介護保険料の基準額設定においては、保険料の負担者のことを考えておったと、今度は、これだけの剰余金が出ると、1号保険者のことをあまり念頭に置いてなかったんではないかなと思っております。

そういう意味において、先ほど言いましたように、今、1億1,000万円ありますけれども、国保の場合はやインフルエンザとか高額医療が発生しますので、ある程度の基金は必要だと思いますけれども、これは介護保険としては財政的には見込み違い、1点目は財政の見通しが悪かった、2番目は町民の保険料の負担の重さ、3点目は来年度の保険料設定の重大さを含めて、来年度の予算に反映されるためにも、反対の討論といたします。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

4番。

4 番（長谷川 忠 君）

私は、賛成討論とさせていただきます。

介護保険事業につきましては、3年サイクルの事業計画で進められており、平成28年度においても第6期事業計画、平成27年度から29年度までの中間年度とありますが、計画初年度の保険料暫定3年間では、基金保有額を全て給付費に充てる計画で進められておりますし、全国的にも注目されている介護予防事業に取り組む成果が、給付金の抑制につながり、結果、剰余金を発生する状況の決算につながっているものと判断しますので、現有されている基金は今後作成される第7期事業計画、平成30年度から平成32年度で有効活用され、被保険者保険料算定では、大きなアドバンテージとなるものと判断しています。

また、2025年度からは団塊世代の方々が後期高齢者となり、超高齢化社会になってきますの

で、この介護保険制度の必要性はさらに大きなものになると思います。

今後とも、介護予防を重視した事業の取り組みに対して、在宅ケアの促進が図られ、介護事業の長期的安定化により一層の努力が必要だと思いますので、賛成討論とさせていただきます。
以上。

議 長（淡田 邦夫 君）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第48号 平成28年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告は不認定です。したがって、原案について採決します。

議案第48号 平成28年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は認定されました。

日程第6、議案第49号 平成28年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

反対の討論を行います。

私は、後期高齢者医療制度、制度そのものに大変疑義を持っており、反対の立場であります。

今、75歳以上を対象にした後期高齢者医療制度の保険料は、昨年4月から大幅に改定をされ、全国平均で6万7,900円あまりというふうになっております。増額傾向が続いています。

一方で、一人一人の保険料は所得によって異なりますけれども、消費税増税や生活費などの引き上げなどで年金額が目減りすると、そういう中で、高齢者の暮らしに重くのしかかっているという事実は疑いのないところであります。

保険料を払い切れない高齢者も、全国的な数字しか持ち合わせておりませんが、約24万人に上ると言われております。正規の保険証を交付されないケースもふえてきている。これは、後期高齢者保険料が本当に重大な負担となっているということの調査であるというふうに思います。

そもそも1,600万人が加入する後期高齢者医療制度は、2008年、自民・公明政権が社会保障制度削減を狙った構造改革路線の柱の一つとして導入をし、75歳になった人がそれまで加入していた国民健康保険などから切り離され、後期という別枠の制度に囲い込まれ、負担増などが迫られる年齢差別の仕組みではないかということでもあります。

病気になりがちで、医療費がかかることが避けられない、医療がかかることが避けられない75歳以上を一つの制度にまとめ、高齢者人口がふえるたびに、加入高齢者の負担割合を増加させる仕組み自体がもたらす重大な弊害です。

厚生労働省幹部も導入時に述べたように、医療費が上がる痛みを高齢者に直接感じてもらう

制度であるということが、いよいよ浮き彫りになっています。

後期高齢者医療制度は、制度そのものが、設計そのものの思想も含めて、大変重大な問題を抱えており、この間の増加傾向をこのまま容認するわけにはいかないという立場から反対ということでもあります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
5 番。

5 番（阿部 豊 君）

本決算は、あくまでも佐々町がいかにかこの会計の執行をしたかを問うものでございます。したがって、議案第49号 平成28年度佐々町後期高齢者医療特別会計決算認定につきましては、賛成の立場から討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、高齢者が病気、けがをしたときに、安心して医療を受けられる制度として、なくてはならない制度です。また、運営する広域連合では、被保険者の健康診査など、保健事業等にも取り組まれております。さらに、制度発足より既に5年目を迎えており、導入当初の混乱はあったものの、既に高齢者の皆様になじみのある制度となっております。

超高齢化、人口減少の社会では、国民健康保険を初め、この後期高齢者医療制度も公的な医療保険として非常に重要な制度です。予算執行についても、適切であったと判断いたします。

最後に、後期高齢者医療制度における事業の長期安定化及び健全化のため、より一層の努力をお願いして、賛成討論といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第49号 平成28年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告は認定です。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は認定されました。

日程第7、議案第50号 平成28年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第50号 平成28年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告は認定です。委員長の報告どおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

- 日程第8 議案第51号 平成28年度佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第9 議案第52号 平成28年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第10 議案第53号 平成28年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —

議長（淡田 邦夫 君）

次に、日程第8、議案第51号 平成28年度佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第9、議案第52号 平成28年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第10、議案第53号 平成28年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件、産業建設文教委員会に付託された事件の議案第51号から議案第53号までの一括議題とします。

順次、報告願います。

それでは、産業建設文教委員長、お願いします。6番。

（産業建設文教委員長 橋本 義雄君 登壇）

6 番（橋本 義雄 君）

それでは、産業建設文教委員会決算審査報告をいたします。

さきの9月定例会において当委員会に付託されました決算審査について報告をいたします。付託されました平成28年度決算認定に係る案件は、議案第51号 平成28年度 佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第52号 平成28年度 佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第53号 平成28年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件。以上の3議案の審査を11月6日、7日、13日の3日間で行いました。

まず初めに、議案第51号 平成28年度 佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について報告をいたします。

全体の収支決算の概要は、歳入総額6億8,671万4,000円、歳出総額6億5,640万7,000円。歳入歳出差引額3,030万7,000円、翌年度へ繰越すべき財源1,220万円、実質収支額2,908万7,000円、うち基金繰入額はゼロ円です。

主な質疑について申し上げます。

使用料が値上げになるかどうかは今後検討するような話があったが、検討されたのか。

予備費107万3,000円充用されているが緊急性があったのか。

固定資産評価調査委託料や下水道ストックマネジメント計画調査業務委託料など、委託だけで4,700万円と多額な費用だが、どういう内容を委託しているのか。また、企業会計移行後も委託があるのか。

督促料が27万1,000円であり、毎年これぐらいの督促料が入ってくるものなのか。

長崎県下水道設計積算検討会負担金が18万3,308円ということで端数が出るが、どういう内容の負担金なのか。

不動産賃借料ということで、2万1,330円とあるが、何箇所分なのか、またどこなのか。

ポンプ場の通信運搬費として83万6,470円であるが、ポンプ場管理でこんなにかかるのはなぜか。

下水道事業受益者加入協力金の関係で昨年の決算で5件残っており、努力しますとのことだったが、その後どうなったか。

下水道使用料の不納欠損の関係で徴収努力をどのようにされているのか。

下水道加入促進計画、個別訪問計画を報告され、862件のうち386件回って、あと149件が残っている。これを今年度中に鋭意努力して対応するとの説明だったが、状況を教えていただきたい。また、加入促進の意識づけなどの努力をどのように展開されたのか。

特別会計全体で約2,900万円の黒字となっているが、このお金はどのように処理されるのか。一般会計の中に繰り入れるのか、別に基金等に積み立てるのか。これが企業会計に移行して以降はどうか、などの質疑がっております。

執行の答弁として、使用料値上げについては、検討が出てくると思うが、まだ企業会計に移った際の財政計画を立てていないため、今のところまだ検討していない状況である。

予備費充用については、通常点検のところでエンジンの不具合で運転できない状況にあることの報告があり、その後梅雨の時期に入るため、予備費を使って修繕をした。

固定資産評価調査業務の内容としては、すべての所有資産を洗い出し、評価額を出した。ストックマネジメント計画は、管渠処理場、ポンプ場等全ての施設に対して、改築更新等の計画を立てているもので、昨年初めて調査を行い、本年度は詳細な調査を行っているが、まだ計画策定はされていない。

昨年度決算としての督促手数料は、28万5,100円なので、毎年これくらいの督促手数料がかかっているところである。

長崎県下水道設計積算検討会負担金については、公共工事の積算システムの歩掛改定や単価の改定作業で今長崎県では第一分科会、第二分科会とあり、それを通じて毎年公共工事で使われる歩掛や単価を一括して大村にある協会のほうで作成していただいております、その協会に対する負担金である。

不動産賃借料は、MRの線路を横切る污水管のMRへの賃料であり、箇所数としては5カ所である。

ポンプ場管理費の通信運搬費については、マンホールポンプ場25カ所、中継ポンプ場1カ所の合計26カ所があり、マンホールポンプ場25カ所で1か月5万円ほどの通信費がかかっている状況である。

下水道事業受益者加入協力金については昨年と同様に残り5件である。当然訪問にも行き、協力をお願いを何回かやっているが、なかなか協力が得られないということが現実であり、今後お願いしていきたい。

下水道使用料の不納欠損の関係での徴収努力については、水道課のほうで徴収計画を立て、上水道班・下水道班ともに3班程度に分かれて訪問徴収をしたり、奇数月には停水をかけて納付を促したりしているところである。

下水道加入促進計画・個別訪問計画について、今現在、五百何十件の訪問件数だが、アンケート調査する中では、高齢世帯や子供がなかなか戻ってこないため、費用を借り入れるということは難しい状況であり、なかなか接続に踏み切れない世帯の方がおられる。残り300世帯あるが、今年度中にすべての世帯を訪問し、加入促進につなげていきたいと考えている。

実質収支の黒字額については、次年度への繰越金ということで、29年度の予算の中の繰越として上がっている。

企業会計移行後については、企業会計では繰越金ということではなく、決算上は利益剰余金という扱いになるので、来年度の予算上は予備費として計上される。

そのほかの質疑及び答弁については報告のとおりです。

質疑後、討論を行いました。討論はありませんでした。

以上の経過を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定をするものと決定をいたしました。

次に、議案第52号 平成28年度 佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件につ

いて報告をいたします。

全体の収支決算の概要は、歳入総額3,137万3,000円、歳出総額2,826万8,000円。歳入歳出差引額310万5,000円、翌年度へ繰越すべき財源ゼロ円、実質収支額310万5,000円、うち基金繰入額はゼロ円です。

主な質疑について申し上げます。

下水道にいつ直結できる状況になるのか。

受益者加入金に関する条例で、加入金は面積に応じて計算するが、計算式が文書に記載がないのでわからない。条例改正の必要があるのでは、などの質疑がっております。

執行の答弁として、下水道直結の大まかなスケジュールについては、来年、工事の実施設計を行い、その次の年度で接続工事を行っていく予定である。

受益者加入金に関する御指摘の分については、再度条例文について内容を確認させていただきたい。

そのほかの質疑及び答弁については報告のとおりです。

質疑後、討論を行いました、討論はありませんでした。

以上の経過を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定をするものと決定をいたしました。

次に、議案第53号 平成28年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件について報告をいたします。

収益的収入の決算額として、営業収益 3 億5,475万7,849円、営業外収益817万111円、特別利益ゼロ円で、水道事業収益全体で 3 億5,855万円の決算額となった。

収益的支出の決算額として、営業費用 2 億3,980万9,589円、営業外費用1,599万6,823円、特別損失 5 万5,000円で、水道事業費用全体の決算額として 2 億5,580万6,467円となり、純利益として9,475万7,623円となった。

次に、資本的収入の決算額として460万1,000円、資本的支出決算額として、建設改良費 1 億6,691万2,262円、企業債償還金4,563万5,081円で、資本的支出全体で 2 億5,226万円の決算額となった。建設改良費で960万円を翌年度繰り越すことになりました。

資本的支出の不足額として 2 億1,163万3,447円となり、補填額は過年度分損益勘定留保資金が7,426万9,577円、建設改良積立金が 1 億300万円、減債積立金として2,200万円、当年度消費税及び地方消費税資本的支出調整額1,236万3,870円で補填しております。損益勘定留保資金の状況は、過年度分の 4 億2,212万9,513円に、当年度増加分8,265万727円を加えた合計は 5 億478万240円となり、そのうち補填額として7,426万9,577円を使用し、翌年度繰越額は 4 億3,051万663円となった。

主な質疑について申し上げます。

漏水により35万2,905トンの無効水量ということだが、決算意見書で指摘されているのであれば理由をはっきり書くべきではないのか。いつの時点でわかったのか回答をするべきではないのか。

深井戸導水管新設工事その2で、工期がかなり長い、その1、その3の工事の関係上、工期が長くなったものなのか。

大きな漏水があったということで、今後の漏水対策をどうするのか。

徴収関係で不納欠損の対策をどのようにするのか。

収納対策会議等で話はされていると思うが、コンビニ収納の協議・検討はどうなったか。

配水圧適正化調査業務委託料130万円とあるが、何箇所調査したのか。

管路の全体地図は水道課のほうで掌握されているのか。

農業体験施設の上から木場の配水池のところまでの水道管の布設替えを行うよう説明を受けたがどうなったか、などの質疑がっております。

執行の答弁として、今後追加で記入をしていきたいと考えている。場所については、里山土手迎、国道204号線付近の漏水が原因となっている。水量はあくまでも想定でしかないが、入れるようにしたい。

深井戸導水管新設工事の工期については、その1、その2、その3が関連工事ということで工期に間違いはない。

漏水調査は5年前から町内を何カ所かのブロックに分けて実施しており、各家庭からの漏水、本管以外の漏水はかなり発見されている。今後は、スポット的に漏水調査をかけ、箇所の特定制をして補修等をかけていきたいと考えている。

不納欠損いたる徴収については、早く相手方と接触し、何か月も滞納を繰り返さない状況づくりを進めていくのが一番ではないかと思っている。複数月にまたがらないよう極力対策を練っていききたい。

コンビニ収納は平成31年の4月開始を予定している。

配水圧適正化調査は、町内の消火栓106カ所、ほかに66カ所の、合計172カ所を調査した。

管路については、パソコン上で見られるように紙ベースのものを今、電子化している。個人宅配水管についてはまだ紙ベースでしかないところがあるが、道路上の本管については、すべてマッピング調査中でパソコン上で見れるように整備ができています。

本場の水道管布設替えについては、水道ビジョンの更新計画の中で整備していく予定である。

そのほかの質疑及び答弁については報告のとおりです。

質疑後、討論を行いました。討論はありませんでした。

以上の経過を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定をするものと決定をいたしました。

以上をもちまして、産業建設文教委員会に付託されました決算審査の報告を終わります。

（産業建設文教委員長 橋本 義雄君 降壇）

議長（淡田 邦夫 君）

以上、委員長の報告が終わりました。

日程第8、議案第51号 平成28年度佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

平成9年から公共下水道が供用開始されて、もう20年、30年になるんですかね。毎回毎回範囲を広げて、事業費は一般会計より起債は多くなったように見受けられますけど、私も一般質問で言いましたように、できる行政から、やはりできることとできないことを決めて、区域の拡張はやめるとか、そのような議論は委員会であつたのでしょうか。

議長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

今の区域についての協議は、私ではちょっと答えられませんので、課のほうにお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

町長、ちょっと待ってください。

今、8番議員から確認ということでありましたので、その確認に対する回答を求めます。

はい、どうぞ。町長。

町 長（古庄 剛 君）

この前も御質疑が、須藤議員からお話があったと、撤退する勇気も必要だということでお話、下水道の区域の設定というのが今やっているわけでございますけど、これ以上ふやすのかどうかというのは、やはり担当課と、みんなと話し合いながらやっていかなきゃならない。撤退する勇気というのも必要だと思っております。

これは、今、合併浄化槽ですか、合併浄化槽というのが、今、行けないところは、山間部は合併浄化槽というのが非常に有効だと、そのほうが安く上がるのではないかとということも出ています。そういうことで、やはりそういうことを考えながら区域の指定というのはやっていかなきゃならないんじゃないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

それからもう一点、平成9年から条例をつくる段階から、利子補給とか、改造資金の貸し付けとかあっとったんですが、なかなか加入推進がいつてないというような報告、分担なさってから各戸訪問なされると、努力はなさっていると思いますけども、いつまでもこの助成的なことをやるのかですね、そういうものについての質疑はあったのか。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（橋本 義雄 君）

その質疑についてはありました。そういうことで、一応努力はしているけれども、どうしてもまだ前に進まないと、今年度も何件か残っているけども、それを全部回って徴収をしますということと、金額についてはあまりわかりませんので、課のほうにお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今の御質疑は加入促進のほうだと思っております。下水道の加入促進をよくやっているのかということで、これについても、水道課のほうで回っていただいていると思いますけど、なかなか進まないと。

そして、今、補助金を出しているわけでございますけど、それについても十分やはり、内部協議して、どうやったら加入されるのか、それからどうされるのか、補助金についての、やはり十分協議をしてやっていかなきゃならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようでございます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第51号 平成28年度佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告は認定です。委員長の報告どおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は認定することに決定しました。

日程第9、議案第52号 平成28年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長の報告に対する質疑を行います。

9番。

9 番（川副 善敬 君）

確認を含めて質疑をさせていただきます。

農集排については、先ほど委員長の報告どおり公共下水道との接続に、関係についてはありました。ところが、この農集排は2地区あるわけですが、角山地区と志方地区とあるんですが、角山地区においては71名に対して67名、水洗化率94.4、それから志方地区におきましては、154名に対して116名、水洗化率は75.3、両地区では81.3、これだけの差、両地区でどうしてこういうふうな大きな差があるのか。

それとまた、このくみ取り所帯については、この資料を見ますと、減少していないということは、加入がなされていないということですから、この加入についてと促進について農集排は、農業の方は、非常に改修にお金がかかるんで厳しいとは思いますが、ここら辺の現状について、農集排の加入についての質疑と現状についての問題点、これについては質疑されたんでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（橋本 義雄 君）

農集排の角山と志方は、ちょっとパーセントが違うということで、加入促進ということで志方のほうがまだ加入が足りません。そういうことで、促進については、係が通常、促進をしていくと、年間を計画してしていくというふうな報告がっております。

また、数字についてはわかりませんが、あとは係のほうにお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

今、9番議員から確認の発言がございました。執行の答弁を求めます。
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

すみません。水道課長です。今、お話があった、角山地区と志方地区の処理区域内の水洗化の資料については、戸別のやつを今手元に持っておりませんので、しばらくお待ちいただいてよろしいでしょうか。申し訳ありませんけども。

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩します。

（14時56分 休憩）

（15時04分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

今、9番議員より御指摘があった分ですけども、角山地区が水洗化率が28年度末で94.4%、志方地区が水洗化率が75.3%と、整備年度はほぼ同じにかかわらず志方地区がどうしても低いのかということのお尋ねだったんですけども、これにつきましては、具体的にこれだからというのはこちらのほうでは把握しておりません。

ただ、角山地区と比べますと、志方地区のほうは佐々川沿いも幾らか整備しておりますので、その部分で農家じゃない家庭も多いという地域的な差はあろうかと思っております。

それと水洗化の促進についてですけども、志方地区については公共下水道と近接している関係で、一部水洗化のお願いに回っておりますけども、角山地区については、離れている関係で、直接ここまでの加入促進の依頼までは現在までできておりません。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

申し訳ありません。公共下水道、今水洗化の加入促進ということで、今、町でやっているわけでございますけど、主に公共下水道を中心にやっておりまして、今後は志方、それから角山地区についても順次職員にお願いをいたしまして、加入促進に回りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（川副 善敬 君）

これは、し尿施設の今委託でやって、8番議員がたびたび質疑しておりますように、このくみ取り施設のし尿処理施設の問題もありますので、公共下水道においても農集排においても、くみ取り世帯を減らすということが大事じゃなかろうかと思って質疑しておるんです。

それから、もう1点は、なぜ差があるかと尋ねたんですけど、このもとの尋ねる理由は、公

共下水道と農業集落排水事業は事業の認可制度が違っているはずです。恐らく、恐らくじゃなく、農業集落排水は事業申請するときに、農家の方から、できたら加入しますかという加入の申し込み、認可証明、申し込み証明を持って農業集落排水事業の申請をして、それが許可になっておるわけですね。だから、僕が言わんとするところは、そういう面において、なぜ差があるのかということを書いたかったわけです。だから、そういうことをよく踏まえて、そして昔は農業の方にはちゃんとパンフレットもあったし、公共下水道においてはいろいろ加入促進していることは認めるけれども、この農集排においてもやはり認識していただいて、今言ったような事業の経過もありますので、加入促進をするようにしていただきたいと思います。そういうことで終わります。

議長（淡田 邦夫 君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第52号 平成28年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告は認定です。委員長の報告どおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第10、議案第53号 平成28年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件について、委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。

討論を終わります。

これから採決を行います。議案第53号 平成28年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、委員長の報告は認定です。委員長の報告どおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

15分まで暫時休憩とします。

（15時09分 休憩）

（15時17分 再開）

— 日程第11 議案第65号 佐々町税条例等の一部改正の件 —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第65号 佐々町税条例等の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第65号 朗読）

中身につきましては、税務課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

税務課長。

税務課長（松本 孝雄 君）

議案に入ります前に、議案書につけております資料の1番について、今回の税条例等の一部改正する条例の概要について御説明をいたします。

別添の資料1をごらんいただきたいと思います。

佐々町税条例等の一部を改正する条例の概要についてということでお示ししておりますけれども、まず1番目、法人住民税、地方法人課税の偏在是正、消費税率が10%段階の措置でございますけれども、法人町民税、法人税割が改正されることとなりました。施行期日が平成31年10月1日となっております。現状の町民税9.7%、県民税3.2%が、改正後は町民税が6%、県民税が1%ということで改正となります。

消費税率が10%になる措置が平成29年4月1日となっておりますけれども、皆様御存じのとおり、2年6か月延期になりまして、平成31年10月1日と現状ではなっております。関連する改正条例文は破線の囲みで示しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

2番目、軽自動車税です。

県税である自動車取得税を消費税率が10%へ引き上げられた際に廃止し、県税である自動車税と町税である軽自動車税にそれぞれ環境性能割が創設されることとなりました。これに伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とすることになっております。軽自動車税が、今後は、環境性能割と種別割という2つの税で構成されるということになります。施行期日は、これも平成31年10月1日からとなります。

環境性能割は、当分の間、県が賦課徴収することとし、納税義務者は、環境性能割の申告、徴収金の納付等を県知事に対して行うこととなります。関連する条文は1ページから2ページの中段までに囲みで書いております。

次に、2ページのほうの中段部分でございます。

3番、個人住民税。配偶者控除、配偶者特別控除の見直し。施行日が平成31年の1月1日からです。

就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者特別控除について、所得控除額33万円

の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるとともに、世帯の手取りが逆転しないような仕組みを設けることとなりました。

イメージがなかなかつきづらいので、一番後ろの横長の今回の改正の概要が図として示したものを付けております。こういったことで、配偶者特別控除の額が従来よりも大幅に伸びているという状況でございます。

2 ページ、3 ページのほうをお願いいたします。

配偶者特別控除の控除額が33万円ということで、配偶者の所得制限が現行では合計所得金額45万円未満、給与収入にいたしますと110万円が改正後は合計所得金額90万円以下、給与収入で155万円以下ということで、段階的に影響が出てくるようになっております。

3 ページをお願いします。

合計所得金額900万円、給与収入にいたしますと1,120万円を超える納税義務者にかかる配偶者控除及び配偶者特別控除につきまして、担税力の調整の必要性の観点から控除額が逡減、消失する仕組みが設けられることとなりました。

合計所得金額900万円を超え950万円以下、給与収入にいたしますと1,120万円を超え1,170万円以下で控除額の3分の2、合計所得金額950万円を超え1,000万円以下、給与収入にいたしますと1,170万円を超え1,220万円以下、これが控除額の3分の1、合計所得金額1,000万円を超える給与収入でいくと1,220万円を超える分につきましては適用がなくなります。

最後に4番目、固定資産税です。

固定資産税等の特例措置です。

地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例にかかります固定資産税等の課税標準の特例割合を定めるものでございます。

緑地管理機構が設置管理する一定の市民緑地の用に供する土地にかかる課税標準の特例措置が創設されております。適用年度は、平成30年度課税分からになります。

特例措置としては2分の1以上6分の5以下で、条例で定めるということになっておりますけれども、本町におきましては、国の参酌率3分の2を適用しまして、条例でも3分の2と改正をしているところでございます。

今回の税条例の改正等につきましては、概要は以上のようなものでございます。

それでは、議案書のほうに移っていききたいと思います。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

佐々町税条例等の一部を改正する条例、第1条です。佐々町税条例等の一部改正。佐々町税条例（昭和31年）佐々町税条例第1号の一部を次のように改正する。

条項等の改正等、次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下改正後部分という）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正前部分を削り、改正後部分対応する改正前部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正削除または追加。次の表の改正前の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下改正前表という）に対応する次の表の改正後の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下改正後表という）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後の部分でいきますと、まず、18条の3です。課税納税証明事項ということで、第1条の9第2号については、改正前が第1条の7の第2号ということで、確認しましたところ、ここは変わっていませんので、現在の状況になるように改正をさせていただいております。基本的には、軽自動車税という言葉が種別割というふうに変わっておりますので、その部分の改

正です。

19条です。納付期限後に納付し、または納入する税金または納入金にかかる延滞金ということで、81条の6の第1項が新たに、この後、出てきますけれども、創設されたことで、今回、これが挿入されている状況です。

中段から後段の部分の第34条の4、法人税割の税率。法人税割の税率が9.7から6%に変わるということでもあります。

次に、第80条の軽自動車税の納税義務者等につきましては、環境性能割ができたこと、それから、種別割に言葉が変わったことによる改正になっております。

3ページになります。

81条です。軽自動車税のみなす課税です。

これにつきましても、環境性能割とか、そういった種別割とかそういった内容が新たに出ておりますので、みなす課税について新たに設置されているということでございます。

4ページ以降も、81条の2、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲につきましても、新たに、これは改正前の前のページの80条の2でうたわれた部分につきましても、こちらのほうに変わっております。

81条の3、環境性能割の課税標準、それから81条の4、環境性能割の税率、81条の5、環境性能割の徴収の方法、81条の6、環境性能割の申告納付、それから、次のページ、5ページの81条の7、環境性能割にかかる申告等に関する過料、それから81条の8、環境性能割の減免につきましても、新たに環境性能割が創設されたことによる条文の新設になっております。

81条の9、種別割の課税免除、これは、改正前、81条で軽自動車税の課税免除ということで、軽自動車税が文言として種別割に変わったということで、ここで改正を行っております。

82条、種別割の税率、これも文言が変わったことによる改正ですけれども、第2号で示しておりますそれぞれの課税額、車種別ごとの課税額ですけれども、課税額は変わりませんけれども、車種の表現の仕方、括弧ア、イがついたりとか、aとかbがついたりといったような表現に改められております。

83条、種別割の賦課期日及び納期、これも文言の変更によるものです。

85条、種別割の徴収方法、これも文言の変更によるものでございます。

7条にかかりまして、種別割に関する申告または報告、87条です。これも文言による変更でございます。

88条も種別割にかかる不申告等に関する過料、これも文言による変更でございます。

8ページに行きまして、89条、種別割の減免ということで、これも文言変更が主な理由でございます。

90条、身体障害者等に対する種別割の減免、これも基本的には言葉が変わっておりますので、それが主な理由でございますけれども、この括弧の1号につきましても、下線を引いている部分が準則と照らし合わせますと、若干、これまでの表現が本町の条例等では少し変わっておりますので、準則にならってその表現で置きなおした形でやっております。基本的に内容は変わっておりません。

それから、91条、9ページの後段、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等、これも軽自動車税と種別割の文言修正等が主な理由でございます。

10ページをお願いします。

中段、附則です。第5条です。

個人の町民税の所得割の非課税の範囲等ということで、下線を引いておりますように、改正前の控除対象配偶者という名称が同一生計配偶者ということに、今回の改正で変わっております。

それと、控除額の35万円という円単位の表記を35万ということで万単位で表現を置きかえて、

32万のところもそうですけれども、単位を置きかえております。

それから、10ページの後半の法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、第10条の2、18号に法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。これは、先ほど概要で説明いたしましたわがまち特例の割合を示す部分でございます。

それから、11ページになりますが、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例ということで15条の2、それから、軽自動車税の環境性能割の減免の特例、15条の3、軽自動車税の環境性能割の申告の特例、15条の4、軽自動車税の環境性能割にかかる徴収取扱費の交付、15条の5、軽自動車税の環境性能割の税率の特例、15条の6につきましては、新たに環境性能割が創設されたことに伴います特例等の部分でございます。

概要でも説明いたしましたけれども、環境性能割につきましては、当分の間、これまでどおり、自動車取得税と同様に、県がかわって徴収をされますので、それに関する徴収取扱費用を町のほうからまたお支払いをするというような内容のものでございます。

12ページをお願いいたします。

軽自動車税の種別割の税率の特例ということで、16条については左側の列の文言が82条で定められた、改正された部分の表現に改正されている状況でございます。

14ページをお願いいたします。

第2条、佐々町税条例等の一部を改正する条例の一部改正。第2条、佐々町税条例等の一部を改正する条例、平成26年佐々町条例第21号の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下改正後部分という）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り改正後部分対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正削除または追加。次の表の改正前の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下改正前表という）に対応する次の表の改正後の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下改正後表という）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

ということで、この附則の6条の部分に、今回、第1条で改正を示しております82条の種別割の税率の分の項目の表現等も変わっておりますので、それに関する15ページにかけて変更となっております。

16ページをお願いいたします。

佐々町税条例等の一部を改正する条例の一部改正。第3条佐々町税条例等の一部を改正する条例、平成27年佐々町税条例第18号の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下改正後部分という）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正前部分を削り、改正後部分対応する改正前部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正削除または追加。次の表の改正前の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下改正前表という）に対応する次の表の改正後の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下改正後表という）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

これも附則の第5条の部分で、町たばこ税に関する経過措置の中に、この表の中に、19条の

第3号、これ、17ページのほうになりますけれども、19条の第3号の部分、これは今回の19条改正に伴いますことで、環境性能割ということで、第81条の6の文言がこの表に追加されることとなりました。

17ページの後段のほうで附則です。施行期日、第1条、この条例は平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。1号、第1条中附則第10条の2の改正規定、第2条中附則第6条の改正規定（「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える部分に限る）及び附則第3条の規定につきまして公布の日と。2号です。第1条中附則第5条第1項の改正規定、附則第2条の規定、平成31年1月1日。

18ページをお願いいたします。

町民税に関する経過措置。第2条、第1条中附則第5条第1項の改正規定は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2項、第1条の規定による改正後の佐々町税条例（附則第4条において「31年新条例」という）、第34条の4の規定は、前条に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

固定資産税に関する経過措置。第3条、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

軽自動車税に関する経過措置。第4条、第2条中附則第6条の改正規定（「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える分に限る）は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2項、31年新条例の規定中、軽自動車税の環境性能割に関する部分は附則第1条に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

3項、31年新条例の規定中、軽自動車税の種別割に関する部分（前項の規定は除く）は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

2番。

2 番（浜野 亘 君）

すいません、質問っていいですか、ちょっと教えていただきたい件がありまして、配偶者特別控除、これが150万まで控除できるような形になりますから、皆さん、働いていいですよってような形になりますけど、皆さんに言ったときに、今度、社会保険料については130万って今規定がありますよね。その130万、共済もたぶん同じだと思うんですけど、その改正というとはないんですよね。ちょっと皆さんに働いていいですよ、税が控除受けられますよと言いながら、実際、130万超えたら、保険料代が膨れ上がったというふうなことで、ちょっと自分としても知っとかないといけないと思いまして、わかれば教えていただけたらと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

税務課長。

税務課長（松本 孝雄 君）

おっしゃるとおり、扶養に認定する基準とか、社会保険料の扶養に入る基準とかってというのは、おっしゃるように130万円で、今、基本的にはなっておろうかと思います。確かに、そこが今回の就業調整を抑制する103万円までということとされてこられた部分がやっぱり広がるという意味では、その130万のラインっていうのは、なかなかおっしゃるようなちょっとどうかなっていうのは確かにあろうかと思いますが、民間事業者も含めまして、この配偶者控除とかそういう基準に合わせて、今後行くんじゃないかというような話も本等には載っておりますが、これが法的に変わっているということは、今のところございません。ただ、希望としてはそういうふうになると非常にその調整がうまくいくんではないかと我々も思っておりますけれども、そこまでは至っていないというのが状況です。

議長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

（「なし。」の声あり）

ないようでございますので、質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。
これから採決を行います。議案第65号 佐々町税条例等の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第12 議案第66号 平成29年度佐々町一般会計補正予算（第4号） —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第12、議案第66号 平成29年度佐々町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第66号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

すいません、1枚めくっていただきまして、1ページになります。

第1表歳入歳出予算補正、歳入。

1 款町税、補正額341万円、計15億8,546万8,000円。2 項固定資産税、補正額341万円、計6億9,535万8,000円。

11 款分担金及び負担金、補正額、減額の110万1,000円、計1億2,048万4,000円。1 項負担金、補正額、減額の110万1,000円、計1億2,005万8,000円。

12 款使用料及び手数料、補正額14万8,000円、計2億470万2,000円。1 項使用料、補正額15万2,000円、計1億6,489万円。2 項手数料、減額4,000円、計3,981万2,000円。

13 款国庫支出金、補正額、減額510万円、計7億2,534万9,000円。1 項国庫負担金、減額307万5,000円、計5億3,476万6,000円。2 項国庫補助金、補正額、減額153万9,000円、計1億8,597万3,000円。3 項委託金、補正額、減額の48万6,000円、計461万円。

14 款県支出金、補正額38万8,000円、計5億3,125万7,000円。1 項県負担金、補正額、減額136万3,000円、計2億8,785万6,000円。2 項県補助金、補正額149万5,000円、計2億391万4,000円。3 項委託金、補正額25万6,000円、計3,948万7,000円。

15 款財産収入、補正額937万3,000円、計3,236万8,000円。1 項財産運用収入、補正額937万3,000円、計2,867万3,000円。

17 款繰入金、補正額2億4,695万8,000円、計6億3,008万2,000円。2 項基金繰入金、補正額2億4,695万8,000円、計6億3,008万1,000円。

19 款諸収入、補正額141万9,000円、計6,203万5,000円。4 項雑入、補正額141万9,000円、計6,058万円。

20 款町債、補正額、減額の1,310万円、計2億8,030万円。1 項町債、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額2億4,239万5,000円、計61億1,877万3,000円。

歳出。

1 款議会費、補正額、減額13万2,000円、計8,139万8,000円。1 項議会費、補正額、計ともにこれ同額です。

2 款総務費、補正額172万3,000円、計6億4,637万1,000円。1 項総務管理費、補正額、減額61万2,000円、計5億1,909万4,000円。2 項徴税費、補正額206万8,000円、計6,992万6,000円。3 項戸籍住民基本台帳費、補正額4,000円、計2,718万2,000円。4 項選挙費、補正額26万円、計2,721万6,000円。5 項統計調査費、補正額3,000円、計48万円。

3 款民生費、補正額、減額1,893万6,000円、計18億7,935万7,000円。1 項社会福祉費、減額3,547万3,000円、計7億1,128万円。2 項児童福祉費、補正額1,653万7,000円、計11億6,787万7,000円。

4 款衛生費、減額206万9,000円、計6億8,337万8,000円。1 項保健衛生費、補正額、減額39万7,000円、計3億7,632万6,000円。2 項清掃費、補正額、減額167万2,000円、計3億47万6,000円。

6 款農林水産業費、補正額69万6,000円、計1億8,161万円。1 項農業費、補正額69万6,000円、計1億7,349万1,000円。2 項林業費、補正額ゼロで、計791万9,000円。

7 款商工費、補正額21万5,000円、計2,913万4,000円。1 項商工費、補正額、計ともに同額です。

8 款土木費、補正額992万1,000円、計9億3,058万5,000円。1 項土木管理費、補正額16万、

計7,073万3,000円。2項道路橋梁費、減額175万円、計2億1,872万5,000円。3項河川費、減額150万円、計8,350万5,000円。4項港湾費、減額136万7,000円、計102万7,000円。5項都市計画費、補正額3,400万円、計4億1,865万5,000円。6項住宅費、補正額、減額1,962万2,000円、計1億3,794万円。

すいません、次のページになります。

9款消防費、補正額ゼロ、計2億991万2,000円。1項消防費、補正額、計、同額です。

10款教育費、補正額255万6,000円、計5億1,294万1,000円。1項教育総務費、補正額6万4,000円、計8,248万2,000円。2項小学校費、補正額17万2,000円、計1億3,096万円。3項中学校費、補正額32万2,000円、計7,106万2,000円。4項幼稚園費、補正額、減額の37万9,000円、計8,233万円。5項社会教育費、補正額237万7,000円、計1億1,151万6,000円。

11款災害復旧費、補正額ゼロ、計3,300万5,000円。1項公共土木施設災害復旧費、補正額ゼロ、計401万3,000円。2項農林水産施設災害復旧費、補正額ゼロ、計2,899万2,000円。

12款公債費、補正額2億3,534万8,000円、計7億6,725万9,000円。1項公債費、補正額、計ともに同額です。

13款諸支出金、補正額805万円、計1億3,271万4,000円。1項基金費、補正額、計ともに同額です。

14款予備費、補正額502万3,000円、計3,063万2,000円。1項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額2億4,239万5,000円、計61億1,877万3,000円。

すいません。第2表繰越明——

議長（淡田 邦夫 君）

ちょっと、間もなく4時になります。この案件が終わるまで時間の延長をします。はい、どうぞ。

企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

すいません、4ページになります。

第2表繰越明許費補正、追加。

8款土木費5項都市計画費、事業名、都市再生整備計画事業、金額3,500万、この追加の分でございますけれども、平成26年度から5か年計画で進めてまいりました社会資本整備総合交付金事業がございます。

これにつきましては、来年度が最終年度となっております。現時点における残事業などについて県との調整を行う中で、さきの議会では、一般質問等の中で、平成30年度からの着手ということで予定しているという御説明をさせていただいておりました避難情報表示板であるとか、防災マップの作成であるとか、そういった事業について前倒しをする形で事業に取り組み、5か年事業の最終年度においてスムーズに事業が進められるように事業調整として今年度内に内示をいただきましたので、今回の補正予算で予算計上、関係予算の計上をさせていただき、また、さらに事業を進めていく上での契約期間の問題もございまして、今回、繰越明許費を計上させていただいているところでございます。

なお、この事業につきましては国庫補助事業になりますので、まずは、本町の予算で繰越明許費を計上させていただき、今後、国への繰越手続につきましては、本予算成立後に速やかに手続に入っていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、変更です。

11款災害復旧費2項農林水産施設災害復旧費、補正前、事業名、29年災農業用施設災害復旧

事業、金額2,500万、補正後、事業名、29年災農業用施設災害復旧事業、金額3,060万。この変更についてですけれども、さきの9月補正において繰越明許費を計上させていただきました農業用施設災害復旧事業でございます。

その際にも説明をさせていただきましたけれども、年内の発注ということで作業を進めておりまして、その作業を進める中で、10月に災害査定がっております。その10月の災害査定の後、査定の単価から実質単価に組みかえるという作業の中で増額が発生しております。その増額につきましては、緊急性があるということで予備費にて対応をさせていただいているところでございます。

今回、予備費にて対応をさせていただいておりますので、補正予算としては、実際にこの繰越明許費しか上がっていないというふうなことになりますけれども、そういったことで御理解をいただければというふうに思います。

それから、ページめくっていただきまして、第3表債務負担行為の補正、追加。

事項、株式会社日本政策金融金庫（以下「甲」という。）が公益社団法人長崎県林業公社（以下「乙」という。）に利用間伐推進資金（1）金2,600万を貸し付けたことについて、甲が損失を受け、かつ、長崎県（以下「丙」という。）が甲に対し、その損失を補償して損失を受けたとき、佐々町は丙にその損失の一部を補償する。

期間、平成29年度から平成40年度まで。

限度額、平成29年度において、乙が甲より借り入れた利用間伐推進資金について、丙が甲との間になした損失補償契約に基づく丙の損失額に次の率を乗じた額、利用間伐推進資金（1）金2,600万円については2万分の194です。

これにつきましては、長崎県林業公社が実施する間伐事業につきまして、日本政策投資銀行が貸し付ける2,600万円の資金に対して、日本政策投資銀行が損失を受けた場合、長崎県が損失を補償することとなっている、そうした場合における損失訴訟にかかる限度額を、今年度より平成40年度までの期間で、債務負担行為を起こすものでございます。

続いて、6ページのところ、第4表地方債補正変更、起債の目的（公営住宅建設事業債）公営住宅改修事業。補正前、限度額5,890万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年2.0%以内（但し利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率）。償還方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議する。ただし町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえることができる。補正後、限度額4,710万円。起債の方法、補正前に同じ。利率、補正前に同じ。償還の方法、補正前に同じ。これにつきましては、事業費の減というところでございます。

その下の廃止でございます。起債の目的、（災害復旧事業債）平成29年災河川等災害復旧事業、限度額130万円。備考、地方債の借入を行わないため。これにつきましては、国費での対応ができなかったということで、結果として単独事業での復旧となっておりますので、起債が該当しないということで、今回の減額という形での補正予算というふうになっております。

それでは、7ページ以降が事項別明細ということになります。主な歳入の部分だけ簡単に財政のほうから説明を、まず、させていただければというふうに思います。

10ページをお開きいただければというふうに思います。

10ページの中ほどになります。13款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金1節の社会福祉費補助金、減額の423万円となっております。臨時福祉給付金給付事業費補助金経済対策分とありますけれども、これにつきましては、繰越予算で全てが終わり、受け入れ予定がなくなったということによる減額というふうになっております。

それから同じページですけれども、4目土木費国庫補助金のところですが、これの3節都市計画費補助金1,170万円というのがございます。先ほど繰越明許費のところでも御説明をさ

せていただいた1,170万円というのが、国からの内示額ということになります。

それからめくっていただきまして、12ページのところでございます。

12ページの上段のところ、14款県支出金2項県補助金で8目災害復旧費県補助金というのがございます。こちらのところで増額の400万円、29年災農業用施設災害復旧事業というふうになっております。

これは先ほど繰越明許費のところでも御説明をさせていただきました。歳出につきましては、30ページのところに載っております。30ページのところに載っておりますけれども、そこに備考欄、いわゆる説明欄のところに財源組替という表現になっております。先ほど申しますように、9月補正において国費2,000万円、一般財源500万円ということで2,500万円で予算を計上させていただいております。

災害査定を終えて、査定単価から実施単価に組みかえる、そういった作業を進めていく中で、500万円と委託費も含めた560万円という格好で、予備費より充用させていただいて作業を、今進めているところでございますけれども、その500万円分についての補助金80%の補助金がこの400万円というところでございます。結果としまして30ページのところは、財源組替という表現だけで国庫支出金の400万円が載っているというところでございます。

それから同じ12ページでございます。下のところですが、15款の財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金1節利子及び配当金でございます。増額の803万7,000円となっております。これにつきましては、基金の総額のうち20億円を限度として資金の運用をするというふうなことで、国債・地方債による運用を行っておりますけれども、その現時点における精算という形で補正予算を計上させていただいております。

それから、めくっていただきまして13ページになります。17款繰入金2項基金繰入金6目の減債基金繰入金のところでございます。これにつきましては、繰上償還を行うための財源として減債基金を繰り入れるという形での補正ということになります。

歳入につきましては、主なものとしては以上でございます。

企画財政課所管の分として、今の繰上償還の分についての説明を30ページのところになりますけれども、繰上償還のところも含めて、この公債費のところの説明をさせていただければというふうに思います。

この12款公債費1項公債費1目元金のところで、説明欄のところに定期償還元金22万8,000円、繰上償還元金2億3,580万4,000円というのが表記されております。まず、この定期償還元金の22万8,000円の増額についてでございますけれども、平成28年度発行分の起債について、実際に借入れの手続きを行う際に、償還期間を短縮するという形での対応をとったことによる増額が一部発生したということ。それと28年度繰り越しの案件で、最終的に予算編成時算定した発行額が、結果として減額となったということでのものございまして、ここで22万8,000円を補正をさせていただいております。

また、その下の2億3,580万4,000円ですが、これは、ここに書いてありますように繰上償還ですが、公共施設等の老朽化対策として、今後大きな事業が予想されることから、また基金の話もいろいろありましたけれども、そういったことも踏まえて、今後、財源としては今後の大きな事業が起債を発行せざるを得ないというふうになることが予想されることから、今回、減債基金を活用する形で後年度100%交付税の措置がなされる臨時財政対策債の繰上償還を行うこととしたところでございます。委員会報告のほうでも委員長よりいただきましたけれども、公債費の負担減となる利子については453万5,000円というふうになっております。

また、ちなみに今回の繰上償還によって、28年度末の起債残高48億7,500万円ありましたが、これが結果として、現12月時点での補正ですが、29年度末の見込みとして44億2,500万円になる予定でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（淡田 邦夫 君）

各課長から説明があれば許可します。

建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

24ページをお願いいたします。土木費の2項道路橋梁費1目の道路維持費、修繕料のほうを100万円ほど増額しております。町道のところに横断暗渠の部分で破損がありまして、その部分で道路の陥没が発生しております、ことしは緊急に補修が必要ということで、この部分を補修費が足りなくなったということで補正をさせていただいております。

次の道路新設改良費でございます。450万円の減額をしておりますが、こちらは工事請負費のほうに補助事業でございますけど、工事請負費のほうに組み替えさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

25ページの2目公園管理費でございます。こちらにつきまして、公園施設長寿命化測量設計業務委託料という部分で、こちらにつきましても工事請負費のほうに補助事業ということで設計をやらずに、工事のほうに組み替えさせていただいております。

26ページをお願いいたします。住宅管理費でございます。13節委託料15節工事請負費、減額1,000万円と1,300万円ほどしておりますが、こちらは補助事業でございます、内示額の変更と入札執行残という形で減額させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

資料の25ページをお願いいたします。

下段の3目都市再生整備計画事業費でございます。この分で土木費を総務課が説明するということになりますけれども、内容について説明したいと思います。

平成29年度に土砂災害警戒区域ということで、県が29年度に調査をいたしまして、29年度いっぱい町に報告というふうなことを待って本来する計画でございましたけれども、先ほど財政課長も申しますように、内示があったということで、ことし使ってくれということで、今回3,500万円の事業費を計上させていただきました。

中身につきましては、ハザードマップ、洪水内水ハザードマップ、これデータで作成いたします。それと土砂災害のハザードマップの2つを作成いたしまして、まず、今年度避難所情報表示板を、今度は総務のほうで作成するようになります。中身につきましては、今のハザードマップを取り込みまして、現況の避難所の見直しを行いたいと考えております。

それと今度は、避難情報の表示板を設置したいというふうに考えております。また、情報等がこのハザードマップ等ができますので、防災マップ、防災のしおりということで全戸に配布したいというふうに考えております。また、防災マップの拡大版につきましては、今度は集会所のほうにそれぞれお渡ししたいというふうに、集会所もしくは公民館ですね、にお渡ししたいというふうに考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（藤永 大治 君）

19ページをお願いいたします。

19ページ上段、1目社会福祉総務費の中の20節扶助費、障害者自立支援給付費の減額を計上しておりますけれども、こちらにつきましては就労継続支援サービスなどの給付費の見込みの減によるものでございます。

その下、28節繰出金でございますけれども、介護保険特別会計繰出金の減額をしておりますけれども、こちらにつきましては介護給付費負担分の減によるものが主な要因でございます。

それから、同じページ、4目福祉センター施設管理費11節需用費の中、光熱水費増額補正をさせていただいておりますけれども、こちらは一般浴室の入浴者数の増に伴いまして、光熱水費の増を計上をさせていただいております。

それから、20ページをお願いいたします。

上段1目児童福祉総務費20節の扶助費でございますけれども、障害児通所給付費、こちらにつきましては、放課後等デイサービスなどの給付費の見込みの増に伴いまして、今回1,157万1,000円の増額をさせていただいております。

その下2目児童福祉措置費の児童手当でございますけれども、こちらは出生数の増に伴う増額補正を計上をさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（大平 弘明 君）

予算書の12ページをお願いいたします。

15款1項1目1節の土地建物貸付収入になります。増額の133万6,000円ということで、こちらのほうは説明のほうにありますように、造林契約に基づく間伐材売却収益の分収金ということで、収益の20%となっております。こちらのほうを計上させていただいております。

続きまして、22ページをお願いいたします。

6款1項5目の農業振興費の中の19節負担金補助及び交付金になります。農林業土地基盤整備事業等補助金になりますが、こちらのほうにつきましては、東部土地改良区の神田地区のほうの干害排水の補修等を行っております。そちらのほうに対します補助ということで、今回計上をさせていただいております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

19ページのほうをお願いいたします。

19ページ一番上の段の1目社会福祉総務費でございます。28節繰出金、この上の段の国民健康保険特別会計繰出金、減額の425万2,000円でございますが、これにつきましては、当初予算上では概算で計上しておりまして、今回算定がなされまして、それに伴う減額というふうになります。

以上です。よろしくお願いします。

議長（淡田 邦夫 君）
税務課長。

税務課長（松本 孝雄 君）

17ページをお願いします。

徴税费、2目の賦課徴収費です。委託料の130万円です。土地評価事務取扱要領作成業務委託料、これは来年度が土地の固定資産の評価替えということで、今準備を進めておりますけれども、その次の平成33年の評価替えに向けまして、これまでその他の評価法で評価をしておった手法から、市街地宅地評価法、いわゆる路線価を採用することとして準備を進めております。

本町におきましては、東西に山間部等が大きく所在しておりますので、これまでのその他の評価法と路線価法を併用しながらの評価に向けて作業を進めていきたいと考えておりまして、30年度からその準備を計画的にやっていくこととしておりますけれども、その前段で土地評価事務の取扱要領を作成する必要がありましたので、今回の補正の計上とさせていただいております。よろしくお願いします。

議長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

予算書の21ページ目、4款衛生費12目合併浄化槽設置整備事業ということで、112万2,000円の増額で要望しております。

これにつきましては、歳入のほうですけども、国費及び県費のほうも3分の1ずつの補助がありまして増額となっております。当初は6基の予定でしたけども、今回、7基施工見込みですので、その分の増額となっております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
ほかにありませんね。
これから質疑を行います。
8番。

8 番（須藤 敏規 君）

ちょっと多いもんですから、5時までわからんですな。5ページからいきます。

これ債務負担行為の補正が書いてあるんですが、県が損失を補償した場合に町がその一部を補償するという契約になんですけども、前から一般質問のところでは言っておるんですが、林業の関係については、ずっと長い期間補償がなっておるものですから、撤退する気はないかと、いつも町長にお尋ねしておるんですけども、御存じのように平成34年ですか、今の年号で言えば、それから森林環境税ができるということで、国で論議をされておるんですけども、来年度から前倒しで各市町村に配付ということに報道もあっております。

それで、うちにそういうのが来た場合、どのように使うのかというのはまだわかっていないと思うんですけど、それはそれで後で計画なさると思うんですけど、この案件を出すに至った、たぶん総会で決めてあると思うんですけども、いつの総会で決定して、この29年度からって今ですよね、あと3か月しかないのに。この佐々町にとって2万分の194というのは、たぶん

佐々町の林業公社がするための計画地の面積だろうと思うんですよね。全体を割って、佐々が2万分の194の割合で事業をするから負担しなさいということだろうと思うんです、私の前からあった、認識としとるとですけども。

それで計算したら25万2,200円ですね。利用間伐推進資金を借りて、29年度にするだろうと思うんですけども、総会かなんかで決まったと思うんですけど、その日にちと、きょう出されたことですね。それだけで結構です。これまた、当初予算でお尋ねしますから、いつ総会があつて、さっき私が言ったその2万分の194というのは、そういう考えでいいのか、それが一つです。

19ページのほうに、さっき住民福祉課長のほうから光熱費が上がったという説明を受けたんですけれども、一般入浴室の入場者がふえたということですので、データの的には4月から11月までのデータをとって、向こう12月から3月まで足らないということだろうと思うんですけども、今まで11月末までの平均で、何人一日稼働してなっているか、入浴者数をちょっと教えてください。

それから、22ページに農林業土地基盤整備事業等補助金というのを、説明を受けたんですけど、干害排水事業関係とかってということで、支払先と、このどういう事業で負担割合ですね、この補助金要綱があると思うんですけど、どう基準がなっているのかというのをちょっとお尋ねします。

26ページのほうに、住宅管理費の中の財源内訳の変更があるんですけども、事業が減ったもので国県支出金、地方債それぞれ減額になって、一般財源のほうにふえているんですよね。この住宅管理費で計上するに当たっては、住宅使用料とか、そういうのでこの目は設定するのが普通じゃないかと私は思っておるんですけども。

たぶんこの委託料の一番下に、空家等対策計画策定というのが住宅使用料では使えない名目があるんじゃないかと思うんですけども、そうすればこの住宅管理費ではなくて、やっぱりこの空家等対策計画の策定業務の委託料というのは、一般の土木管理費の総務のほうか、全体的なところで予算計上するのが妥当じゃないかと私は思うんですけど、その財政課長の見解とか、建設課長の見解をちょっと聞いておきたいと思います。時間外の問題とか、それはもう結構です。

以上、何点かお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

4点。

住民福祉課長。

住民福祉課長（藤永 大治 君）

19ページの福祉センター施設管理費のところでございますけれども、2階一般浴室、28年度と29年度の比較でございますけれども、4月から11月まで月平均で127名の増となっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（大平 弘明 君）

先ほど御質問がありました5ページの借入金の関係になりますが、こちらのほうにつきましては、昨年度、第七次計画ということで長崎県林業公社のほうで見直しがなされておまして、

それに基づき今年の5月31日に公社のほうが借入れを行っております。

本町にきましたのが29年の10月の11日ということで、損失補償契約にかかる締結ということで本町のほうにきているような状況でございます。それから、金額につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり、金額としましては25万2,200円の債務補償ということになります。

それから、もう一点、22ページの農林業土地基盤整備事業等補助金、こちらのほうになりますけども、こちらのほうの事業主体としましては東部土地改良区のほうになります。こちらのほうの金額につきましては、108万円のうちの3分の1ということで計算をさせていただいております。

補助制度につきましては、佐々町農林業土地基盤整備事業等補助金交付要綱、こちらに基づきまして予算のほうを計上させていただいております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

もう一件、住宅。

建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

26ページの住宅管理費のほうに組ませていただいております空家対策等計画策定業務委託料でございます。今回は減額補正ということで、中身を書いておりませんけども、内容は減額補正でございます。

確かに項目がどうかという部分でございますが、財政のほうと打ち合わせをしながら、次年度以降につきましては再度勉強をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

債務負担行為につきましては結構です。福祉センター。28年から29年度に127名ふえたということなんですけど、4月から11月まで平均は何人入浴をされたのか、ちょっと聞いておるものですから、それを。

土地改良区の件ですね、土地改良区はたぶん佐世保市から水を飲料するとき1億円を交渉で持っておるということを聞いておるんですけども、そういうお金で管は修理できないんですか。なぜわざわざお金を持ったところに町からまた税金を投じてするんですかね。町長の見解でも結構ですけど、お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（大平 弘明 君）

町長にということでしたけども、担当のほうからわかる範囲で御説明をさせていただきたいと思えます。

平成5年の佐々町議会、全員協議会会議録、これは平成5年の4月の22日になります。こちらのほうで佐々町は、佐々東部かんぱい排水施設使用に伴う協力感謝金として1億円を基金に入れるものとする。そこから1番目としまして、基金の処分については佐々町長及び議会の承

認を得るものとするというふうになされております。また、佐々東部土地改良区の解散及び消滅等の事態が生じたときは、佐々町に基金を返還するものとするということで、当時、議会のほうと佐々町のほうで話し合いがなされている経過がございます。

また、現在の佐々東部土地改良区の予算の状況でございますけれども、566万9,964円が平成28年度の決算ということで繰り越されている状況でございますが、施設等老朽化をしているということにつきましては、前回、須藤議員のほうからも質問等があった状況かと思えます。いつ破損をしたり、修繕を要するそういったことが発生する可能性もございますので、500万円の金額でも足りない場合もあるかと思えます。そういう状況から、今回につきましては補正予算によりまして補助のお願いをしている状況でございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（藤永 大治 君）

29年度の4月から11月の福祉センターの一般浴室の入浴者数でございますけれども、月平均で983名の方が入浴をされております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

風呂もかなりふえておるとですね。風呂の件は結構です。

今回は一回きりだろうと思うんですけども、皆さん、ここにおられる議会の皆さん、平成5年を知らないものですから、議長、この協定書というんですか、それを複写を全議員さんに配付をお願いをしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
あとでいいですか。
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）
あとでいいです。

議 長（淡田 邦夫 君）
はい。ほかに。
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

お尋ねします。27ページの外国青年招致事業、これはどういった事業かお尋ねします。

それから29ページ、社会教育振興事業、これが補正前の額が210万円で、補正額が110万円、これ補正額が多いわけですけども、この予算の組み方はどういうふうを考えて組まれているのか。

それから、先日、総務厚生委員会で企画財政課長の今道課長が言われましたですね。県から

来たので、基金が多いので10年度と18年度の財政対策債、これを払いますということだったんですが、その後、政府がそのあと財務省と総務省の話し合いで、基金は地方自治体が努力して貯めた金だと。基金は防災対策など住民の安全・安心であるとの確保であるということによって、

それから、また交付税については、基金が多いからといって減額はしない。ただし税収は人口がふえているので交付税は削減の可能性があるというようなことで、当然、地方自治体は基準財政需要額と収入額との差によって合計でくるんですけども、うちの町はとにかく基金がたまりすぎて、公共整備基金がいくらあるのかな、二十何億円あるね。

そういう意味において、早く、なぜ私がこう言うかということ、東北大震災が起きてからいろいろと防災対策については、政府はいろんな事業をして、率がよい事業を地方自治体に進めていると思うね。そういうのを、僕は公共施設整備基金でも取り組むべきではないかと。

それともう一つは、政府が言うたから、民間の委員が言ったと言いましたね。そして県が言うてきたと。そういうふうに県の指導もいるでしょうけど、財政においてはやはり佐々町自体、独自の税収の見込み、それから公共施設整備、それをやはり手前の時点でしてないから、公共施設整備基金がこんなにたまってきたのだと思うんですけども、そこら辺について、政府の見解の見込み違いであって、どういうふうに繰上償還を、それが理由であったけれども、事情は違うというのですけれども、それをどう考えているのか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

まず、教育費のところでございます。ページ27ページの10款教育費 1 項教育総務費 3 目外国青年招致事業費、この外国青年招致事業というのはどういったものかという御質問でございしますが、これは従来から、海外から英語教師として来ていただいておりますが、一般財団法人「自治体国際化協会」これが J A P A N E X C H A N G E & T E A C H I N G プログラムという、これの頭文字をとって J E T 職員としてこちらのほうに招致をお願いをしておったものでございます。名前は御承知かどうかわかりませんが、ダニエル先生というのが平成27年の8月から、ことしの7月末まで2年間来ていただいております。これが毎年更新ということでございましたが、このたび更新時期で、本人の御意向を聞いて、今回は7月末で帰国されたというふうな状況でございます。

この外国語の教師の関係でございしますが、現在、民間委託によりまして A L T を2名委託して雇用をしておりますので、小学校、中学校に1名ずつ配置をしておる状況でございます。7月までは、短期間ではございますが3人体制で行っていたような状況でございます。

続きまして、29ページ、10款教育費 5 項社会教育費 9 目の社会教育振興事業費の体育文化振興事業補助金の、今回120万円という補正でございします。合計で補正後が320万円になります。昨年度の決算が301万6,000円ということになっておりますが、今、担当のほうから今回の補正で集計をしたところでございしますが、現在のところ66件、申請が上がっております。

この事業というのが、佐々町体育振興事業の佐々町体育文化振興基金条例、それから佐々町体育文化振興事業補助金交付規則です。中身につきましては、中学生の県大会以上の方には3分の2以上とか、高校生以上については2分の1とかいう規定がございしますが、今回、先ほど言いましたような66件の申請が上がっております。昨年度、3月末の決算で昨年度が65件ということですので、もうその65件は既にオーバーしている状況でございします。

あり方でございますが、平成27年度までは52件の195万円という決算でございました。それから28年度が66件、先ほど言いましたように300万円というほどに上がっておりまして、昨年

度も補正をお願いをしたような状況でございます。

今回につきましても、既に66件という申請件数が上がっておりますし、昨年度の11月以降、3月までの支出見込みを勘案した中で、今回も300万円程度の決算になるのではないかなというふうな見込みが出たものですから、今回、補正をさせていただいた状況でございます。

大変120万円という高額な補正になりますけれども、流れを勘案して、今回補正をさせていただいた状況でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

今、御質問のありました繰上償還の件ですけれども、委員会の折に御説明をさせていただいておりました、いわゆる地方自治体における基金の保有高が21兆円あると。経済財政諮問会議の中で民間議員さんが交付税を圧縮すべきというような話があったということで、通常ならばそこで終わるんでしょうけども、そこから県のほうにも下りてきて、結構厳しい指摘を受けたところではございます。

その中で、財政調整基金、減債基金、その他の特定目的基金という格好で整理をしたときに、10年前、平成18年度末と28年度末というふうな形で、さまざまな調査がまいておりました。そこで見たときに、本町の減債基金を仮に10年前のペースに戻すとしたら、まあ、6億円程度というふうなこともありまして、基金の平準化といいますか、10年前に戻したという分が、まず一点ございます。

確かに国からの指摘もございましたけれども、先ほどから御説明をさせていただきましたように、公共施設の老朽化という課題ももちろんございます。先ほど9番議員さんがおっしゃられますように、公共施設整備基金も随分大きく基金の残高がたまってきているというふうなこともございます。

しかしながら、大きな公共施設の老朽化対策をやっていく上での起債発行というのは、当然せざるを得ない状況があるかと思いましたので、そういったことも含めて、確かに委員会のときにはその基金の話を強く御説明をさせていただいてはいたんですけども、事情が大きく変わったということではなく、そういった意味では今後の起債発行がふえていく、そういった意味での公債費の管理というふうな部分も含めて、今回繰上償還をさせていただくということで、整理をさせていただいたところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（川副 善敬 君）

企画財政課長が言われたのは、まあ、わかりますけれども、これについては、財政論議をすれば長くなるので、予算委員会の中でやっていきたいと思います。

それから、教育委員会が今言われましたけど、この英語の講師さんですね、そしてまた今度2名、7月から来て3名になったとか。それで、これは今までやはりこの講師を呼ぶ場合と、この2名、3名呼ばれたほうとどちらが効果があるのか。英語学力ですね。

それと、この中学生の体育大会はこういうふうに補助金を出して、県大会とか行くことは非常にいいことですが、体育のレベルがそういうふうに、まあ、昔は横断幕を張ったんですけども、レベルがどうなのか。というのは、ここにされている学力の全国平均を持ってきて

おりますけれども、ことしは長崎県下で全国平均を佐々町が上回っているのが一点しかないわけですね。これは算数か。

そして、21市町のうちの15番目で、それからまた去年は、何番ね、去年はちょっとよかったとか。まあ、ことしの21市町のうち15番目と、ずっと落ちてきているんですけど、これについて佐々町が全国平均より上やったのが、いけないという原因はなんですか。いや教育長。最初のとはあなたで。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

この予算書記載があります減額の分につきましては、先ほども言いました自治体国際化協会のほうを通じて、こちらのほうに来ていただいた先生の分でございますが、平成28年以降ALT、民間からの雇用を委託して来ていただく方を2名、それからこのJET職員の国際化協会のほうから来ていただく1名、3名体制で行ってきたと。

どちらの方がいいのか、効果があるのかという御質問でございますが、今現在、検証をしているところではございます。それとこの民間から来ていただくALT2名につきましては、かなり研修を積んで来ていただいております。日本語のほうも堪能でございます。

そういった点、先ほどの自治体国際化協会のほうにつきましては、前回はイギリスから直接来ていただいた方でございますので、日本語というのが、もう本当、最初から日本語がしゃべれない方がほとんどこれまでずっとJETで来ていただいた方ですね。

そういった状況でございますので、その辺の指導力というのは研修をした効果というのはやはりあろうかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

私のほうから2点、体力のレベルはどうかということで御質問がございましたけれど、学校評価等から見ると、大体、県レベル程度の体力を維持しているだろうというふうに思っているところです。また、3番議員さんの一般質問で答弁したように、運動を好む子供たちが多いということで、さらに体力向上に向けて努力を積み重ねていきたいというふうに思っているところです。

それから、学力の状況についてということで御質問がございましたが、確かに本年度、全国平均を上回ったのが小学校の算数Aだけということで、非常に危機感を持っておるところでございますけれども、私ども、一つの目安として、小学校、4つの試験がございます。国語A、国語B、算数A、算数Bとあるわけですけど、それぞれの小学校の得点の平均点を全国の平均点で割る、そうすると、例えば国語Aについてはどれぐらい、例えば、本年度は0.976、全国1位に対して0.976（川副議員「理由はよかけんなぜ落ちたのかって、そいだけ。」）そのことをやって、4教科平均しますと、小学校は0.977ということで、落ちたというよりも、もう少し改善が必要というふうに私は思っておるところでございます。ちなみに、小学校の場合、過去3年間、平成27年から1.035、1.060、ことしが0.977ということで、確かにことしは改善が必要ということですけど、落ちたというよりも、やっぱりばらつきの中ではなかろうかなというふうに思っております。ちなみに中学校については1.055、27年度、28年度が0.899で、こ

れがちょっと危機的な状況ということで（川副議員「もう議長よかけん。専門的なこと。議長、答弁要らん。」）よろしゅうございましょうか。（川副議員「そういう専門的な理由を聞きよるとやなかけん。」）はい。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

そしたらば、専門的なことはわかりません。ただ、これは長崎県下の学力の調査でございます、学習調査。それをいろいろ聞く必要はない。ただ、27年度からずうっと落ちてきているから、この学力調査では。長崎県のね、全国学力調査、学習調査、各市町の状況ですね。これで3年間落ちてきているんです。ことしは21市町のうちに15番目。この落ちてきた現状は何かうちゅうことなんです。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

申し訳ありません、それ、全国と比べてプラスマイナスという表記のある部分でございます。（川副議員「そうです。それと長崎県での順番。評価。」）確かに27、28年度、小学校は全てがプラスでございました。中学校が27年度は3つがプラスでした。今年度が算数Aがプラスが1つということで、落ちてきたという表現よりも、ばらつきの中でそうなっているというように私は思っていますし、さらなる改善を今からやっつけよう。先ほど言いました、専門的にいいますと、数字的にもすごくこう危機的な状態になったというふうには捉えておりません。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番議員、今の質問ですけども、学力レベルってということで、これは29ページの社会教育振興ということで関連してお聞きになっておられるわけですか。

どうぞ。9 番。

9 番（川副 善敬 君）

いろいろ、教育長、専門的なことでしょうけども、僕らはこの新聞等に出るこの調査で見ますんで、そうすると長崎県の全市町村の評価がきちっと出とるですね、全国平均。そうすると、これをもとにやっぱり判断するわけですね。我々、先生たちの教育長のごと、専門がどうですか、そういうことはわからない。これを見てするんで、これについてどうかと言っているんで、この資料自体は3年間で落ちて、長崎県ではもう15番目に落ちとると。3年前は2番目だった。だからこの資料の評価が落ちているのは、これは厳然たる事実ですから、だからそっちは教育長はいろいろ言っているけど、この評価は間違いはないんでしょうからね。だからその点を言っているんで、だからもう答弁は要りませんから、またいろいろ手前みそで言われるから、いつも。答弁は要りません。

議 長（淡田 邦夫 君）

質疑、いいでしょうか。（川副議員「よか。」）

ほかに。3番。

3 番（永田 勝美 君）

いくつか質問があります。1つは、順に行きますと19ページの国保特別会計繰出金の減額で、当初は概算であったがということですが、これは介護保険特別会計繰出金が573万マイナスというふうになっておりますが、この繰出金というの、性格が今ひとつよくわかりませんけれども、要するに、今年度、当初予測した国保や介護のそれぞれ特別会計が、予測よりも少額で済むと、少なくて済むという見通しになったということに伴う減額補正ということなのかっていうことを一つ伺いたいということです。

それから、20ページです。児童福祉措置費の中で、児童手当が495万ふえたのは出生数の増加に伴うものというふうにおっしゃったかと思うんですけども、もう少し詳しくお聞きしたい。あわせて、その上の段、児童福祉総務費、障害児通所給付費が1,100万増額というふうになっておりますが、これについても中身がちょっとよく理解できなかったんで、再度、もう少し詳しく説明いただきたい。

それから、22ページ。これはじんかい処理費のところで、委託料の減額というのはどういう意味合いなのか。委託料が、22ページにかけて124万減少と、じんかい処理費委託料の減額というふうに書いてありますが、こういうものは要するに必要ななくなったということなのか、量が減ったということなのか、あるいは入札をして、入札額が当初予算よりも減ったということなのか、そういう説明をお願いしたい。

それから、建設課の説明の中で、委託料を工事費に組み換えるというところが。

議 長（淡田 邦夫 君）

すみません、何ページかちょっとお願いします。
3番。

3 番（永田 勝美 君）

とりあえず、じゃあ25ページです。25ページの公園管理費のところで委託料を工事請負費に組み替えるということで、委託料が400万マイナスで、工事費が300万のプラスということになって、差し引き100万のマイナスというふうになってはいますけども、これはどういう内容なのか、委託費に組み換えというのはどういうことなのかってことを、すみません、よくわからないので説明してください。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

25ページの公園管理費の13節の委託料から15節の工事請負費の組み換えでございますが、うちの組み換えにつきましては、公園施設の設計、こちらに入れた千本公園の遊具の、来年度行う予定の遊具の設計を計画しておりましたけど、その部分を設計につきましては職員でやり直すということでしまして、その委託費部分につきましては、今、皿山公園のほうの遊具の修繕を行っていますんで、そちらのほうにあげて、より遊具の更新を早めようということで考えておるところでございます。そういうことで組み換えをしております。これにつきましては、補助事業ということで組み換えという形になります。

公園台帳の整備事業につきましては、これは入札執行残ということで考えていただければと

思います。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（藤永 大治 君）

19ページの社会福祉総務費の中の繰出金でございますけれども、介護保険特別会計繰出金、こちらにつきましては、今回の補正は介護給付費負担分、一般会計で12.5%負担をしますけれども、この介護給付費負担分の減が主な要因となっております。

それから、20ページ、児童福祉総務費の20節扶助費、障害児通所給付費の増でございますけれども、こちらが、放課後等デイサービスとか児童発達支援、そういうサービスの給付の見込みの増ということでございますけれども、実際の数でございますけれども、28年度末では利用者が18名だったのが、現在、10月末現在で23名の方が利用者がおられるということで、給付費の増になっております。

その下の児童福祉措置費の児童手当でございますけれども、こちら28年の1月から12月の1年間の出生が129名でございました。ところが、今度29年の1月から12月の見込みでございますけれども、一応、見込んでいるのが157名程度の出生の見込みということで、プラスの28人程度の増の見込みとなっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

まず、19ページの国民健康保険特別会計の繰出金の減額部分でございますけれども、これにつきましては、国保の軽減措置、7割、5割、2割の軽減措置に伴います分の国庫、県費の補填部分、それとあわせて交付税で措置される部分というのがございます。その大きなものとしては、交付税措置される分というのが正式に算定されてまいりまして、それに伴った減額ということになります。

当初予算につきましては、当然、先ほど言いました7割、5割、2割の軽減の対象者というのがはっきりわかりませんので、概算で計上せざるを得ないということで、当初予算につきましては、28年度の決算見込み概算額ということで計上させていただいているところでございます。その分での交付が決定したということでの減額ということになります。

それから、22ページ目の委託料部分でございますけれども、これにつきましては、入札によります執行残でございます。その分を減額させていただいております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

国保の、今、お答えいただいた19ページの分、要するに国や県からのいわゆる交付金が減額されたので、一般会計として支出する額も減るのだという理解でよろしいんでしょうか。先ほど、7割、5割、2割のいわゆる法定減額の対象者数が当初の見込みよりも少なかったと、そ

のために国、県からの負担金が減ったということなのか、そういう理解でいいのかということ
を再度確認したいということが一つと。

先ほど、ダイオキシンの、22ページの分については回答なかったですね。

議 長（淡田 邦夫 君）

ありました。

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

22ページの分はあったかな。言っていないよね。

議 長（淡田 邦夫 君）

もう一回、そしたら。

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

すいません。さっきの委託請負の組み換えというのはわかりました。21ページから22ページ
にかけてじんかい処理費のところで、委託料の減額について124万3,000円というのは、これは
入札の減ということでしたかね。

了解しました。失礼しました。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

国保の繰出金の部分でございますけども、すみません、7割、5割、2割の軽減部分につ
きましては、実際のところ、対象者は減には大きくはなっておりません。この分での減額とい
うのは少ない額でございますけども、この分につきましては、国費で、国で、補正予算書でい
いますと、まず10ページでございますけども、10ページの民生費国庫負担金の中に国民健康保険
基盤安定負担金というのがございます。これが7割、5割、2割軽減にかかる公費負担分でご
ざいますけども、この分につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1とい
うことで軽減に伴うものを補填していくという形になります。それから、（永田議員「ごめんな
さい、10ページの民生費負担金のこと、民生費国庫負担金のこと、今言ったのは。」）そう
です、民生費国庫負担金です、10ページです。（永田議員「社会福祉費負担金、これか、16万
5,000円って。」）16万5,000円、はい、そうです。その分です。

それから、めくって11ページを見ていただきますと、今度は同じく民生費の県の負担金
というのがございます。この分で1節社会福祉負担金の中に国民健康保険基盤安定負担金
ということで、軽減分の4分の3、それと支援分の4分の1というのがございます。この分
の後段の支援金4分の1につきましては、先ほどの国庫分と同じで国が2分の1、県が4分の1、
町が4分の1を補填するというものでございますが、前段の軽減分につきましては、県が4分の
3、それから町が4分の1を補填するという形になっている状況でございます。

それから、先ほど言いました分の交付税の算定にかかる部分というのがありまして、その分
について、今回、交付税部分だけ見ますと432万円減になっているということでございます。
これにつきましては、減額としましては算定係数、補正係数があるわけですけど、この係数が

前年と比較すると低くなっているという状況でございましたので、これに基づきまして、今回、この数字分が減額になっているということでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

今の説明だと、少なくとも数値的には全然整合しないように思うんですけども、なぜ、10万、20万の単位の県の繰出金が減ったのに、町として400万も国保への拠出を減らすのかというのがよくわからないんですけども、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

交付税分の算定につきましては、一般会計のほうに全額収納がなされまして、その中に国保のこの軽減にかかるものの財政支援という部分が含まれておりまして、その交付金部分が減額になっているということで、その繰り出し部分が減っているということになっております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに。2 番。

2 番（浜野 亘 君）

3 番議員さんが聞いていただいた25ページの公園施設長寿命化、場所どこかっていうことで、先ほど回答がありましたんで、ありがとうございます。

それと、1 点、歳出で、先ほど20ページの児童福祉総務費で障害児通所給付費、これについて国の負担金が2分の1っていうのが探しきれずにおりまして、県費の4分の1はわかったんですが、もしかして文字の間違いかなど。10ページの国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の2 節児童福祉費負担金、これ障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金。通所のやつがないんですよね、どんなでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（藤永 大治 君）

こちらの障害児通所給付費の財源でございますけれども、こちらについては、この10ページの児童福祉負担金578万5,000円、こちらが国庫の財源ということでございます。文字の間違いではございませんで、国庫負担金の名称がこのとおりなっというものでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

通所も含まれるということで理解していいんですね。わかりました。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんか。

（「なし。」の声あり）

これで、質疑を終わります。

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

先ほど、質問したときに資料の要求を議長さんをお願いしたんですが、指示がしていただけたと。

議 長（淡田 邦夫 君）

はい、しました。産経の課長に。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第66号 平成29年度佐々町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

ありがとうございました。すいません、議長にお願いをしたいんですけど、明日また追加議案を提出させていただきたい。今度、人事院勧告が出ましたので、それに伴う追加議案をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお取り計らいください。

議 長（淡田 邦夫 君）

今、町長のほうから追加議案ということで連絡を受けました。それで、議会運営委員会のほうにお諮りをしたいということで思っております。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（17時09分 散会）